

平成27年第4回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 平成27年12月7日  
招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員長	喜々津 英世	委員	金子 恵
副委員長	中村 美穂	委員	岩永 政則
委員	安部 都	委員	山口 憲一郎
委員	安藤 克彦	委員	堤 理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 濱口 務 係 長 細田 浩子

説明のため出席した者

総務部長 荒木 重臣 総務部理事 田平 俊則  
(総務課)

課長 谷本 圭介 課長補佐 中村 元則  
主任 川瀬 陽介  
(管財課)

課長 迎 英樹 課長補佐 井川 勝信  
主任 入口 健太郎  
(財務課)

課長 田中 一之 課長補佐 荒木 隆  
係長 入江 彩子  
(政策推進課)

課長 山本 昭彦

教育次長 帯田 由寿  
(教育総務課)

課長 青田 浩二 係長 和田 久美子  
係長 金子 寛之

本日の委員会に付した案件

- 議案第 63号 長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 議案第 64号 長与町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 議案第 65号 長与町教育振興基金条例
- 議案第 66号 長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例

開 会 9時29分

散 会 14時42分

### ○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。定刻となりました。定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会をいたします。

平成27年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました、議案第63号、長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。なお、説明、それから、この後の答弁、これはもう座ったままで結構ですから、まず最初に申し上げておきたいと思います。資料がありましたら、提出をお願いいたします。

それでは、この前、委員会の事前の協議の中で、この規則等について、どういうふうになるか、提供してほしいということをお願いをしております。それ以外の資料もですね、提供していただいて、まず感謝を申し上げたいと思います。

それでは説明をお願いいたします。

谷本課長。

### ○総務課長（谷本圭介君）

皆さん、おはようございます。

議案第63号、長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について説明をさせていただきます。先日、資料提供の御依頼がありました、特定個人情報の提供に関する規則でございますが、現在作成中でございますので、誠に申しわけありませんが本日は提出ができない状況になっております。

まず、今回の条例制定の趣旨でございますけれども、さきの平成27年9月議会上程の、個人情報保護条例の一部を改正する条例は、番号法に基づき、特定個人情報を保護するために必要な措置を規定するものでございました。本日打ち出したものを配布させていただいております。番号法には、社会保障、税、災害対策分野のうち、国や地方自治体などが、個人番号の利用と、特定個人情報の提供ができる事務が、法定事務として規定をされております。地方自治体におきましては、番号法により、独自の事務として、個人番号の利用と、特定個人情報の提供ができますが、これを行うためには、条例制定が必要となってまいります。そこで、本町におきましては、番号法の趣旨に沿った形で、福祉、保健、医療、その他の社会保障、地方税、防災、そして、これらに類する事務について、必要な限度でマイナンバーをに利活用していくため、本条例を定めるものでございます。

まず第1条趣旨でございます。これは、個人番号の利用特定個人情報の提供に関する趣旨を規定をいたします。次に、第2条定義でございます。これは、条例における用語の定義を規定をいたします。これは、番号法の規定に即した定義といたします。次に、

第3条、町の責務、条例の制定に当たり、町の説明を明示いたします。これは、番号法第5条においてマイナンバー制度の導入に当たっての地方公共団体の責務が定められていることから、当該規定を得たものとしたします。次に第4条、個人番号の利用範囲。これは、法の第9条第2項により条例で定める個人番号利用する事務を、まず1番目といたしまして、条例別表第1に定める事務、これは法の別表第1に掲載の法定事務以外の事務において個人番号を独自利用するためのものがございます。2番目といたしまして、条例別表第2に定める事務、そして3番目といたしまして法の別表第2の第2欄に掲げる事務の3種類とすることを規定をいたします。第2項でございますが、これは条例別表第2に掲げる期間は、条例別表第1に定める独自利用事務の処理において自ら保有する特定個人情報に当該事務に利用できることを規定をいたします。次に第3項でございますが、これは町の執行機関は、法の別表第2に定める個人番号利用する事務の処理において、自ら保有する特定個人情報に当該事務に利用できることを規定をいたします。第4項におきましては、特定個人情報利用できる場合に、ほかの条例等により、当該内容を含む書面の提出が義務づけられているときは、提出があったものとみなす旨を規定をいたします。第5条、特定個人情報の提供でございます。これは、法の第19条第9号により条例で定める特定個人情報の提供を行う事務を条例別表第3に定める事務とすることを規定をいたします。第2項でございます。これは、特定個人情報の提供ができる場合に、ほかの条例等により、当該内容を含む書面の提出が義務づけられているときは、提出があったものとみなす旨を規定をいたします。第6条の委任でございます。これは条例の施行に関し必要な事項は規則で別に定めることを規定いたします。

そして、附則でございますけれども、これは、施行期日は、法の附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日である平成28年1月1日といたします。ただし、別表第1と別表第2の町長の部分につきましては、事務を開始する平成28年4月1日を施行日といたします。次のページに、別表関係が記載されておりますが、別表第1は、番号法に規定された事務以外での、個人番号の利用でございます。一つの事務での利用を、でございます。その次のページ、別表第2でございますが、町内の同一執行機関における特定個人情報の複数事務での理由でございます。次のページ、別表第3でございますが、町内のほかの執行機関への特定個人情報の提供でございます。

ここで先ほどお配りをさせていただきましたA4の縦の資料についてご覧いただきたいと思っております。再度、要約して説明をさせていただきます。今回の条例は、主な内容として2つございます。1つが個人番号の利用、もう1つが特定個人情報の提供でございます。1番目の個人番号の利用は、法番号に規定をされていない事務を条例を制定することで用いるものがございます。内容としましては3つございます。1つが個人番号の独自利用。2つ目が、独自利用に係る同一執行機関内の複数の事務における個人番号の利用。3つ目が、法の別表第2にかかる同一執行機関内の複数事務における個人番号の利用の3つでございます。2番目の特定個人情報の提供、これは、同様に番号

法に制定されていない事務を条例制定によって利活用するものでございます。内容といたしましては、ほかの執行機関への特定個人情報の提供でございます。以上で、簡単ではございますが説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（喜々津英世委員）

ただいま説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

まず、ちょっと基本的なことと言いますか。ちょっと前段でお伺いしたいのが、9月の議会で、このマイナンバー法に関して、保護条例がですね、出されたわけでありましてけれども、他の自治体の条例の状況を見ておりますと、もう9月の議会で、これと同様な条例が出てくるような、あるように思うんですよ。今回、9月といいますか、12月に出てきたのがちょっと遅いんじゃないかなという気がするんですね。これでは、来年の1月1日施行ということで、非常に間がない中で、もう少し早目に、本来なら9月あたりには出さないといけないんじゃないじゃなかったのか。何か遅れた理由等々があるものなのか、このあたりいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

今回上程さしていただいた時期につきましては、28年1月1日が事務のスタートとなっていますが、実際、町の事務として始まるのがですね、28年度ですね、実際スタートするのが29年1月頃からの実際のスタートと考えられております。これにつきましては国の事務が始まるのが29年1月スタートですので、その事務の準備とかですね、そういうのを含めて28年度から準備がされることと思われまます。実際、番号の付番が現在行われておりまして、1月から事務のスタートということで、12月に上げさせていただいたんですけれども、本町が行う事務としては29年1月ごろからと思われまます。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の説明ですとまだ実質的にはまだ余裕があるということですが、例えば別表ですかね、別表1等については28年4月1日から施行するとはなっていますが、現実問題はもっと先のことだというような理解でよろしいんですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

今回ですね、独自利用の表含めて上程させていただいてますけれども、独自利用がなくてもですね、情報連携っていうのが始まりますので、28年度からですね。ですから独自ではなくても、上程予定でした。実際の事務が始まるのは、28年度中から準備等を行う予定となっております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

まずあの今の関連なんですけどね、長崎市をですね、聞き合わせればね、もう既に条例は6月から9月かですね、もう出して、それで決定しとるわけですね。今回の議会ではですね、また付表か何かを改正するためにですね、一部改正の条例をですね、今既にもう出しておると。こういう状況でですね、それはその長崎市と長与町の事務のね、支障ないという、その根拠っていうのは長崎の場合は、支障ないがあつて、既に条例も改正も、改正までいっておるわけですね。一部改正にもう進んでおるわけです。だから市の場合は急がないかと、だから長与町はいいんですよと、というような何かの理由があるわけですか。ひと、まちの自治体のね、事務の進め方と。時津は今回出して、議決されとるんじゃないかというふうに思うんですけどね。長崎市の場合はもう既にやって、今度は次の一部改正の条例を提案しておると。こういうの状況聞きますとね、今の答弁ではですね、果たしてそれでいいのかなという感じはしますからね。そのあたりを確認をしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

どうしてもですね、長崎市等の状況踏まえながらですね、本町の条例を今回上程させていただくんですけども、長崎県におきましても、11月議会に上程されるということで、時期的には今回の12月議会の上程される市町村が1番多いと思います。どうしてもあの国からの情報等待ってからの制定になりますので、この時期となりました。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。ほかにありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

冒頭にですね、冒頭に委員長から昨日打ち合わせをしましてね、規則の提示をですね、求めておったわけですね。それが今の、谷本課長の話では、その規則は制定中のために提示できないとですね。だから先ほど私言いました長崎市なんかはですね、既にその、もう議決までいっとるわけです、そういう状況でですね、条例を出す場合はもうずっと以前はですね、規則を参考資料でですね、スタンプ押してね、全部その規則まで入れて

ね、議会に提出をしておったんですよ。ここ何年かで規則はですね、出さないようになるようですけどね。これではその、例えばこの別表第1第、第2、第3ですね。規則で定める、規則で定める、規則で定める、だからこういうのがあるのですね、規則を出してもらわんと見にくいねと。だから一々ね、聞かんばいかなので、規則が定まっておればね、当然定まっておるものと私は思います。議案をね、条例を提案する場合は、規則までセットしてですね、万全を期してですね、提案するのは当たり前じゃないですか。それがまだ今調整中なんてね、策定中なんて理由にはならないんじゃないですか。ましてやこの条例の中に規則で定めると謳ってあればそれは何ですかと、聞かれたらですね、策定中ですから答弁できませんとしかね、今の課長の答弁で引用しますとね、そうならざるを得ないでしょ。提示もできません、策定中ですから、決まってないわけです。決裁も受けてないわけですからね。当然と答弁はできないわけでしょ。あんた達の個人のね、部長であろうが課長であろうがね、担当であろうが、行政内部で決定したものでしかですね、発言はできないわけですよ、公の議会にね。それは策定中でありますから、提出できません、いうことであればできてないわけですね。それじゃ、その条例の規則で定めるとは何ですかと、聞かれた時は答弁できないやないですか。作っとるんでしょ、作ってないの。その作っとればね、嘘を言わんでも出して。そがんせんとね、ここの条例の規則で定めるはね、もう1回言いますが、聞かれてもね、答弁できせんよ。どうですか。

○委員長（喜々津英世委員）

どなたでも結構です。

谷本課長。

○総務課長（谷本圭介君）

規則でございますけれども、一応基本案という形では作ってはございます。

○委員長（喜々津英世委員）

ちょっと待ってください。委員会として話をした上で、資料提供の申し込みをしたのは、基本的な条例が制定されないうちに、規則までは出せないかもしれないなど。ただそれは一応素案として、今、岩永委員言われたように、規則で定めるとかいう文言が出てくるのですね。そういうのを見たいなというのがあって言ったわけですので、そこら辺は理解をしていくと。今、一応策定中のものはあるということでしたけれども、どのように取り計らった方がいいか。皆さんにもお諮りいたします。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そりゃ委員長、昨日ね、皆さん方で要求しましょうねと、決めて要求したわけですから、それは要求しとるわけですから、我々はですね。それをその執行側が最初は策定していない、策定中だと。ところが今は素案はあるということですから。執行側がどう判断するかですね。もしその出せなければですね、この規則で定めるとはね、何ですかと、

事務手続きのことを敢えてね、町におったからですね、言ったんですが。決裁を得てないものはですね、担当部課長でもですね、発言できないわけでしょ。だから条例提出をするときには、規則をちゃんとびしっと作ってですね、それで、条例が議決されればね、それと同時にですね、・・・していくわけですから、そういう手続きを持ってですね、条例というのは提案していかんと答弁ができないわけですよ。決算受けてないのを答弁できないでしょう。先ほど言いました。何もなかったら、ただ自分たちの素案であってね。そりゃその担当の素案なんてあり得んわけですから。町長が提案しとるわけですよ。だから、あなた達は町長に代わって答弁をしよるわけですからね、責任ある答弁をせないかんわけ。それは当然町長の決裁を得ておるということ、前提になるわけですよ。だから出すか出さんかは、委員長私に聞かれても、我々は求めておるわけですからね、委員長代表をしてね。向こうの判断に任せられるというふうに思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

それでは、もし出していただけるなら、基本的には、回収ということを前提としても構いませんから、どういうものかというのは一応見てみたいというのがありますので。時間かかるか。まず、できますか。提供してください。

荒木部長。

**○総務部長（荒木重臣君）**

先ほど岩永委員も言われたようにですね、まだ決裁前でございます。案としてはできてるんですけど、きちっともう丸々ができ上がってるわけではございませんので、ちょっと今の段階で皆さんにお示しすることできませんけど、その中身の質問とか、ございましたら今の段階で、案の段階でもお答えができると思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津 英世委員）**

再開します。詳細についてはまだ文章化はしてないということですが、この後の質疑の段階で、特にその別表等でそういった文言が出てきますので、その段階で質疑の中で取り上げてもらいたいと思います。それでほかにありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

3条のところ、お伺いをしたいんですが、第3条の1番最後の部分で、地域の特性に応じた施策を実施するものとする、というふうになってるんですが、これが要するに、今後、規則に謳うということなのか。それとも、例えば、別表1、2、3ですかね、このあたりのことを言わんとしているのか。これはどうふうに解釈すればいいのかをお伺いしたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**



質問、意味わかりますか。

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

今回の番号法に基づく事務につきましては、全国の市町村で大体こう、主なものは法定事務として謳われてます。その他にですね、地域の特性に応じた施策を実施するというので、例えば長崎県におきましたら、原爆等ですね。そういうので何か事務等で利用できないとかですね、そういう議論をですね、再度、担当部局と詰めていきたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと次にお伺いしたいのが、ここに別表がずっとあるわけなんです、この条例が可決された後にですよ、この別表の中身にもっとこうどんどん追加するという、ケースが出てくるんじゃないかなという気がするんですが。そうなった場合に、これはもう議会に諮る必要はなくなるんじゃないかなという気がする。このあたりはもう別表追加する分については、町の方の独自で裁量ですずっと追加したり、削除したり変更したりというのを行われるのか。これどういうふうになりますか。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

独自利用事務につきましては、現在検討中ですが、まず本町におきまして、法定事務ですね。国が示している法定事務をきちんと運用するようにですね、今現在、システム改修とかですね、事務の事務提要とかですね、事務の進め方の見直しを行っておりますので、それから、実際、他市町村の動向を見ながらですね、独自利用につきましてはこれから増えていく方向だと思われましても、今回条例ですので、事務が増えることについては改正が必要となりますので、その都度議会の方にお諮りしたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

それでは、まずですね、条例の名称なんですけれども、長いですよ、かなり。他市町村を見てみると、いわゆる特定の個人を識別するための番号利用に関する法律に基づくという部分を削ってる市町村もかなりあるんですよ。番号、いわゆる個人番号というのは、この法の中で言えば、番号法の中でも個人番号というのは、そういうものだって決まってるので。まず上の部分、なんで削らなかったのかなと、本当思うんですけど

れども。まずこの点からお尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

川瀬主任。

○総務課主任（川瀬陽介君）

今回の条例名につきましては、市町村の裁量に条例名は任せられておりますので、それが1点と。プラスですね、長崎県もの条例案も現在いただいて、その県条例を参考にして、今回条例案を決めました。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私的にはできれば短い方が、読み上げるのも大変皆さん噛みながら読んでるので大変かなと思うので、条例の名称もですね、できれば簡潔に、わかることです、わからないなら別ですけど、個人番号って言えばもう今の時代わかるようになってきてるので、簡潔の方がいいんじゃないかなと思います。これは意見として申し上げておきます。

それとですね、先ほどちょっと堤委員からも出たんですけども、いわゆる、施行の期日の件ですね。これが、来年、28年1月1日、そしてその他に、それと、別付の第1のとことかは、28年4月1日となっている。さっきおっしゃったのはいわゆるもっといくと、実際には平成29年の1月からかなっていうふうにお話をされているんですけども。いわゆる、これって庁内連携を行ってないとまずできない部分と、あと、機関連携とか、あと地方公共団体間もあるんですかね。となると、情報提供ネットワークシステムっていうのは、まず本町では、いつぐらいに全部連携ができるのかということですね。多分そんなに早くはできないと思うんですよ。

だから、それもいわゆる施行期日を遅らせておいてもいいんじゃないかなと。慌てて今の段階からする必要もないのかなと。だから施行日を、例えば、番号法のたしか、第1条第5項か何かに掲げられたその規定の日というふうに、からってというふうな形にしている市町村もあると。ですね。ですので、そのところも全体をすぐ1月1日からするってしないで。28年からするってなって、もうちょっと遅らせるという方法もあったんじゃないかなと。この2点ですね、まず連携が、システムの連携がどの庁内では、本町ですね、では、いつごろ、までにできるのかということと、施行日を遅らせてもよかつたんじゃないかな、というこの2点をお伺いいたします。

いわゆる今私が申し上げた、遅らせていいかなとはある。第4条の4とか、ですね、第4条の4とか5条の2ですよ。情報の書面の訂正が義務付けられているというところのことお尋ねしますので。遅らせてもいいのかなという部分がですね。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

情報連携につきましては、国と市町村ですね、の連携が始まるのがですね、実際に29年7月から、となります。それで、そこに伴ってですね、多分ですね、かなり大きなシステムとなりますので、多分28年度中くらいからですね、情報連携のテスト等が始まると思われるんですよ。ですので、情報連携につきましては、28年度中ですね、本庁舎内の分もですね、でき上がっておかないといけないということになります。それからですね施行日につきましては、国の施行日が1月1日となっておりますので、原則それに合わせる形でやっていきたいと思っております。それから、一部4月1日となっておりますが、今回上程させていただいてる機構改革に伴って、教育委員会から町長部局へ事務を移管する予定となっている事務となりますので、実際、町長部局でスタートするのが4月1日となっておりますので、今回4月1日とさせていただいております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ちょっと確認ですけれども、4条の3ですね、町の執行機関ってあるんですけども、これは、町長部局、教育委員会、教育委員会も、ちょっと私すいません、そこは詳しく分かりませんが。町の執行機関という捉え方で、法上、法律上とか条例上はいいのでしょうか。その確認を最後しておきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

町の執行機関ということで、町長部局もですね、教育委員会の方も全て網羅した形とさせていただいております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

この条例案をですね、提案を、資料を見させていただいて、まず思ったのがですね、この文書頭を見ていただきたいと思うんです。これ条例のテーマなんですね。先程ちょっとありましたけども、長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、こうなってますね。どこにこういう法律があるのかな、というふうに思ったんですね。というのは、長与町が頭についてですね、そして、云々という法律はどこにもないわけですね。したがって行政手続から始まるわけですね、法律はですね。頭に長与町とついておるとね、どこにそういうのがあるのかなと、いうふうに、まず思ったわけです。そこで私いろいろこう調べてですね、長崎市も調べたし、時津町も

調べた。そしたらですね、両方ともですね、時津町、長崎市ってね、入ってあるって言うんですね。それで、そんなばかな、おかしなことで議決したんかなというふうにまず思ったんですね。ということは、長与町個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例ですね、十分事は足りると、いうことをですね、まず思ったんですよ。ということは、この敢えてですね、上に、法律の名をね、入れてですね、に基づくまでは、まず不必要でですね、ちゃんとその趣旨の中に、あなた達は謳っておるじゃないですか。この条例は、行政手続きの何々と。法律第、この()書きまで入れてですね。これに基づくものなんですと、いうことで趣旨で謳っておるわけですから、長与町云々というのがですね、私は本当ではないのかというふうに思ったんですね。安藤委員も指摘をしましたが、主旨は一緒だろうというふうに思うんですが、その法律は、こういう法律名、そのまま読むとですね、長与町まで入れた法律なるわけです。ですね。こういう法律はないわけですね。そういう感じでおるんですけど、まず、そのあたりから何故長与町を頭に入れたかですね。あるいは何故、長与町、先ほど言いました個人番号の利用にすると、何故つなげなかったのかですね。そのあたりの考え方をお聞かせを頂きたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

川瀬主任。

○総務課主任（川瀬陽介君）

まず1点として、条例名の頭には市町村名をつけると、自治体名につけるとするのが基本的なルールになっております。プラス先ほど、安藤議員の御質問にお答えしましたとおり、長崎県の分も参考にしておりますので、そのようにして条例の決めております。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そもそも長崎県がですね、そうしておったからということで、それはよくわかります。分かりますね。ところがその頭にこういう長与町を入れてね、法律を入れていくと、法律名をですね。この同じように長与町からこの法律になっていくわけ、そういう呼び方になるわけですね。だからこそ、長与町個人番号の利用に関する及び云々というものにですね、もっていくとですね、本当の意味の条例のですね、名称になっていくんじゃないかということで、もう少しですね、この点は県がそうしておったからですね、よそがそうしとったからということもよくわかりますけどもね。よくよく文書というのは、よく読んでみてですね、長与町云々何々の法律なんてどこにもないんですということ間違えないわけですから、そのあたりはですね私は賛同できないというふうに思っておるところです。それからですね。第3条の2行目に、必要な措置を講じるとともに、町はですね、必要な措置を講じるとともに、先ほどの安藤委員も指摘されたんですが、下の方に地域の特性、これは質問しませんが、必要な措置を講じるとともにというのはですね、

どういう具体的には何を指すのかですね、何を考えておられるのか。このあたりをですね、お示しをいただきたいというふうに思うんです。それと、もう1点はですね、最後の委任の6条にですね、これは規則で定めるということですね、何を規則で定めておるんでしょうか。お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

必要な措置とは何か、規則で定める、何を定めるのか。この2つだったろうと思います。どなたでも結構です。

川瀬主任。

○総務課主任（川瀬陽介君）

1点目に、必要な措置につきましてはですね、今回、特定個人情報の利用等本条例で定めるものですが、例えば、こういう事務をですね、利用開始する場合とか、当然手続きが必要になるんですね。そういう場合は、前回の議会で議決していただいた個人情報保護条例一部改正ですね、そちらの方でさまざまですね、例えば、手続きを開始しますよとか変更しますという届け出があるんですね。そのあたりですね、そのあたりの手続きを確保することによって、きちっと情報が扱われてますよと、そういうこともきちんと定めていると。いうことです。プラスですね、もう1つが規則で別に定めるといふのがあります。それは、今まで、条例の中で書いている例えば地方税関係条例だって規則で定めるものとかですね、そういうものも当然含みますし、プラスですね、今後、改正等があったときに、また規則に飛ばしたりする、条例事項ではないものを規則に飛ばしたりして規程する場合も考えられますので、このように規定しております。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

だから今回は、この規則で定めるとは何をしとるんですか、ということです。

○委員長（喜々津英世委員）

規則で定めるとは何を定めるんですかっというそういう質問。

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

規則の案としまして、まず、主旨ですね。それから条例別表第1に定める事務、条例別表第2に定める事務ですね、それから条例別表第3に定める事務として、細かく手続きを謳うように、準備をしております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

別表のところでお伺いをします。まず第1点目が教育委員会のところで書いてある部分

ですね。就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって、規則で定めるもの、もう一つが障害がある児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの、とありますけれども、先ほどから規則の話が出ているわけなんですけれども、もう少し平たく、そういった世帯の何、どういったことを、情報ですよ。利用という形に、そういう目的ですね。いろいろあるかもしれませんが、主たる目的というのは何を指すのか、お伺いしたい。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

先ほどの別表に掲げられている事務につきましては、例えばですね、幼稚園ですね。幼稚園就園奨励費の補助につきましては、幼稚園就園奨励事業に係る補助についての審査、ですね、認定及びこれらに付随する事務についてに関する事務について、番号法を利用するというので、それに伴って、所得の証明等をですね、税情報を参照するというので、添付書類の方を省略できるということになります。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この制度の主旨を見ると、公平公正なものの実現とかなってますけども、ここの部分なんかを見ますとですよ、比較的弱者のそういう方々に対するね、本当にそんだけの収入なのかというようなふうに捉えるわけです。これ町民から見ますと、非常に弱者に向けて、目を向けてるなという感じなんです。例えばいろんな高額所得者の税逃れなんか、町としてそこまでできるのかという問題もあります。この制度がですよ、非常にそういう弱者を対象に、ターゲットと言いますかね、にしているなというふうには感じるわけなんです。実際、例えばそういう、いろんな福祉や社会保障のいろんな事業がある中で、そういう、こういう方々の、いわゆる申告をごまかしているとか偽装しているというのがそんなに顕著なのかな。ないこともないとは思いますが、何%かあるかもしれませんが、非常に社会問題なるほどのことなのかなと、そこに疑問を持つわけなんです。なぜこういう障害者の家庭とかですよ。所得が低い家庭等々に焦点を絞った内容、これは国の指針なのかもしれませんが、そこはもう率直に疑問を持つわけなんです。このあたりはいかが、ちょっと質問。回答難しいかもしれませんが。率直にちょっと、そういう感じを持つもんですから、お伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本課長。

○総務課長（谷本圭介君）

例えばこの別表1でございまして、これはあくまでもその教育委員会が就学援助等で利便性を図るといふことの目的のためにこういったもの事前に設定が必要という

ことをございまして、経済的な、いわゆる弱者の方、低所得者の方を狙い撃ちをするためのものではございませんので。

あくまでも、利用される方の利便性の活用のために、今回、今後ですけれども設定するものと捉えております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

4条の3のところですね、3の1行目の最後の方なんですけれども、ここも、町の執行機関は別表第2の第2欄で掲げる事務を処理するために必要な限度でというふうになっているんですけれども、必要な限度ですよと、言われますけれども、解釈でどうもなるというようなものじゃ、非常にまずいと思うんですよね。何らかの、歯止めと言いますか、規則等々で、そのあたりの限度というのは、きちっと厳格化するような考えがあるものかと。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

必要な限度でということですね、そのサイドにつきましては規則の方謳う形となります。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

いいですかね。別表のですね、それぞれ第1、第2、第3があるんですが、この規則で定める、規則で定める、規則で定めると、いうことですね、書いてますが、この、何故拘るかと言いますとね、例えばですね、第1表の場合、町長がですね、町長の機関と教育委員会施行機関があるわけなんですけども、町長の執行ではですね、保育料の減免をですね、行う私立幼稚園の設置者ですね、こういうものに対するその補助金の交付に関する事務ですたいね。いろいろ事務等あると思うんですよね。そういうものをする場合にその、この個人情報ですね、番号で、これですね、使っていいですよと、定めるわけですからね。そういう意味の別表なんでね、4条、5条。だから教育委員会の場合は就学補助、障害者のある云々と、別表にありますよね、下の方に。そういうものは使っていいですよという形の表というふうに思うんですが、ただその規則で定めると、事務であって規則で定めるとなるとね、それじゃそのどういうものなのということは、非常に不明なんです、議会はね。だから、元に戻りますが、規則で定めるものはどういうものなんでしょうねと。その見る為には規則を配布をね、お願いしたらどうでしょうかという意味の配布をお願いしとったわけですね。だからここで聞きますが、この規

則で定める別表1の場合ですね。第1の場合の3点がありましたですよね。こういうものの何か定めてあるんですか。あるいは次も第2も一緒ですね。それで第3も一緒で。全部事務特定情報ですね。全部規則に定めると、してしまっているわけですから、地方税関係の情報であって規則で定める。地方税関係もいろいろありますよね。だから規則で定めると何ですかと、ですね。だから、これ、その把握をしたいなと思うんですね。そういう意味なんで。なんかその、これそれぞれ作ってありますか、まだないんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

川瀬主任。

○総務課主任（川瀬陽介君）

今ご指摘の規則で定めるものですね、これ先ほどから申してます条例の施行規則、その中で事務を具体的に規則で定めるものって、事務のことですね。申し訳ございません、分かりにくくて。先ほどから申します条例の施行規則の中で、それぞれの規則で決めていくと。事務名をですね。・・・という意味で書いてます。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

いや、そういう意味じゃないでしょ。例えばね、この別表1の上の方の保育料の減免を行うですね、私立幼稚園の設置者がですね、に対するその補助金をやる場合に、いろんな事務があるわけですね、関する事務があると思うんですよ。その場合には何ですかとあると、規則で定めるといものになってるのですね。何を規則で定めるんですかというのを聞いておるわけですよ。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

先ほどの別表で謳う事務につきまして、条例の施行規則におきまして、別表上の事務を細かく謳うんですけれども、その細部ですね、取り扱い等につきましては、それぞれですね、例えば幼稚園就園奨励費の補助につきましては規則において、事務が明記されておりますので、それぞれの規則にまた飛んでいく形になります。

○委員長（喜々津英世委員）

未定項でしょうけども、一応素案としては持つてるわけでしょうから、今の段階で一言一句違わないような答弁は必要ありませんから今の段階ではね。分かっている範囲で、どういう内容かというのを答弁をしてください。

○委員長（喜々津英世委員）

川瀬主任。

○総務課主任（川瀬陽介君）

例えばの例で申しますと、長与町〇〇規則で第〇条の規定による審査に関する事務で



ありますとか、決定に関する事務でありますとか、そのような表現になっていきます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

ちょっと解釈の仕方をお伺いしたい点がありまして、第4条の4ですね。このところの後段の部分で、個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなす、とありますけれども。1例、例えばこういう場合、こういうケースが該当するというようなものが、わかりやすく説明できる内容があれば、お伺いしたい。

**○委員長（喜々津英世委員）**

その1例でもあれば、どういう内容かしめてほしいということです。

暫く休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて、審査に入ります。

中村課長補佐。

**○総務課長補佐（中村元則君）**

他の条例規則、その他の規程の規定により、ということですがけれども、その他のですね、その事務に基づく、根拠法令ですね。根拠法令や、そのうちの規則等もそうですが、そのような書類の提出が義務づけられているときにはそれが、当該書面の提出があったものとみなすと見ます。今の質問は、多分その2項から来とるわけやけんね、2項では法の規定により、情報提供ネットワークを使用して、他の個人番号云々という情報が、できる場合はっていうのはあるので、こういったものがここに絡んでくるわけやろ。デリケートな問題ですので、なるべくわかりやすく説明をお願いします。他にありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

はい、いよいよ来年度からいろいろと動きが具体的な動きが出てくると思うんでちょっと住民の利用に関する事で、ちょっとお伺いします。条例と関連するのでお伺いしたいのですが。今後、そういう通知カードなり、マイナンバーなりが、いろんな役所の申請のときに、出てくる状況があると思うんですね、そのときに、いろんな住民の皆さんがいろんな手続等々で訪れる中で、この申請にはマイナンバーがいるけどこれには不用と、いろいろいろんなケースがあると思うんですよ。極力、あんまり紛失のこともあるから、不必要な持ち歩きなるべくしないほうがいいということも言われていて、そういう場合に、住民の皆さんにですよ、こういうものは、持ってきてください、こう

いうときは不要ですよというような、そういったものの説明なりというのが必要になってこようかなと思うんですがそのあたりの、準備といいますかね、そのあたりというのは、検討なさっているのかどうか、お伺いしたい。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

個人番号の利用事務につきましては、社会保障、税、災害対策分野等限られておりますので、例えばですね、年金の資格取得ですね。それから、雇用保険等の資格取得ですね。それから確認等、それから福祉等につきましては生活保護の実施等に利用等されてますので、事務につきましては、それぞれの担当部署からですね、それぞれの該当者に送らないとですね、細部が分からないです。それぞれの事務が始まる時期にこの番号を利用しますという細部の説明をしないとですね、わからないことになってしまいますので、それぞれの分野において、適切な時期に周知を図っていきたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今後周知を図っていくということで、わかりました。それから今、テレビの報道等でも問題になっております通知カードが届いたり届かなかったりというのが全国であってますが、本町でそういう、何といいますかね、届いていないというようなのはあるものなのか。例えば本年度中に届かない可能性、これ大都市の方だろうと、主なことかなと思うんですが。本町のそのあたりの影響については、大丈夫なのかどうか。

○委員長（喜々津英世委員）

これはあくまでも、特定個人情報の提供に関する条例の制定の件ですので、若干その点は、質問に馴染まないと思いますから。ほかにありませんか。

安部委員。

○委員（安部 都委員）

来年度から1月1日から税とか社会補償ですよ。そういった部門で、そのマイナンバーが利用されるということですが、今まで例えば税を支払い、何かするときに、その例えば振込み、ですよ。振込用紙をもって例えば自動車税とか、土地取得税とか払いに行ったりしますよね。そういった時にやはり一番怖いのは、マイナンバーの漏洩なんですけども、例えばそのマイナンバー、今まではその番号自体が上に書かれてるんですよ。それぞれの税ごとの番号っていうのがあって書かれてますよね。これが今一本化されて一つの番号になるわけですが、それが今度はその例えばコンビニなんかで振込みに行った時に、そのマイナンバーの多分、そのこう書かれてる部分があると思うんですよ。それがその情報については、例えばそのコンビニなんか、そういったところで漏れないものなのか、それともっと特殊なですよ、手法で、町としてちゃんと

されているのか。漏れないようされてるのか、そういったところはどういうふうな、なっているんでしょうかね、今度。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

今回ですね、番号カードや通知カードを使う利用する場面というのがですね、届出や手続きの時それですね、カードと一緒にですね、通知カードでしたら、顔写真付きじゃないので、顔写真付きの身分証明書を添付してですね、本人で間違いのないという確認をいたします。ですから、納書等には番号は出ないのではないかと思います。その納付関係ですね。手続上の書類に必要ですので、そういうコンビニに納付するような書類等には記載されないと思います。すいません、申し訳ありません。先ほどのまだあの未定の部分が多くてですね、現在確認ができていないんですけども、それについては、細心の注意を払ってですね、そういう事態を起きないように、善処していきたいと思えます。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部 都委員）

実を言いますと、数年か前に私が自動車税のところ、矢上にあります、申請、切替に行った時にですね、住基番号がですね、長与町だけ表示されてあったんですね。それで、向こうの方が「あら、普通自治体は、これ、番号は見えないようになってるんだけど、長与町さんは見えるんですね。」って言われたことがあるんですね。それで、そういったところで、特殊なところで、やっぱりこう個人情報の漏れがね、やっぱりあったりするんで、そういったところ、やはりこうしっかりと情報の見えないような形ではないと、危ないのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

よろしく申し上げますということですか、要望。ほかにありませんか。

金子委員。

○委員（金子 恵委員）

この手続の別表に、町長部局と教育委員会ということで、記載されていますけれども、それ以外の行政内でのその委員会等、そういうもの審議会、そういうものでの利用っていうのはまず考えられるんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

町、教育委員会以外にも、考え、この対象となるのかということ。

谷本課長。

○総務課長（谷本圭介君）

今回は町長部局と教育委員会ということで上げさしていただいておりますけれども、

マイナンバー個人番号の利用に関しましては、今後はいろいろな所管する部署ごとにですね、それを利用したいという申し出があると予想しております。そういった場合にはですねまたそれぞれ新たに条例の制定等が必要になってくると、考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子 恵委員）

まだ今の段階では、未知なところが、手続きが進んでいない部分ですとかいろんなところがあるかとも思いますけど、その総合的に事務手続きとして幾つぐらいの事務に、このマイナンバーを使うとしているのかですね、そこはどうでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

今現在ですね、個人番号利用する事務につきましては、本町におきましては細かく分けるんですけども、係ごとに、約60の事務を対象事務として、想定しております。こちらの事務につきましてはですね、番号事務の抽出から、それから今現在ですね、作業の進捗管理を行っております、番号法の施行に間に合うようにですね、きちんと、各課各係において、その作業に遅滞がないように、進捗をしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、金子委員。

○委員（金子 恵委員）

法人番号というのがあるかと思うんですけども、これは個人番号に関するものですので、個人情報の提供に関する条例ということで、出来上がってきてますけど。やはりこの法人番号に関しても、こういうふうな条例を今後作っていかれるのか。法人っていうのは、こちらの方からお願いをして番号を頂くというふうなことになるかと思うので、要求がなければもう、そこはもう、何も触らないのか。

そこはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○総務課長補佐（中村元則君）

法人番号につきましては、担当するのが国税庁なんですけれども、番号につきましては、全て公開するとなっております。民間等の活用を踏まえて、公開しておりますので、それを使って、事務の効率化等図るようになっておりますので、個別に条例等制定する予定はありません。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部 都委員）

ちょっと分からないのでお聞きしたいんですが、例えば、その通知カードのほうを申請されなかった方々ですね、世帯ですね。そういったところは、例えば前回の答弁の中で、保育所料のですね、就学支援の保育所料の中でマイナンバーの個人申請されなかった人は所得証明が必要、というようなことをお答えがあったと思うんですけども、実際その一人一人、世帯において、マイナンバーの番号自体は交付されてるわけですね。それで、本人達はその番号カードは持ってなくても、通知カードで保証がされるわけですね。それで、例えば、本人達はその何らかの形でその申請をする時ですよ、その番号カードは持ってなくても、実際役場の方は、番号が通知は、しっかりと把握されてるわけですね。その世帯の個人ですね。だからその通知カードをわざわざ見せなくても、所得証明を見せなくても、そういった手続きってというのは、通知カードだけで、を証明として見せればできるのではないかなと。そこら辺のあたりはいかがですか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

中村課長補佐。

**○総務課長補佐（中村元則君）**

今回、問題になってたのが、個人番号見せたくないという方のことで、よろしかったですかね。はい、それにつきましては、町の方で勝手にですね、使うことはできないですよ。はい。個人さんが使いたくないっていうものをですね、うちの方が勝手に使うというのは、好ましくないということでですね、国の方からも、なるべく記載してもらおうようにとという指示が出ております。それに、ですから、その本人がその事務に使用したくないという場合であれば、前のとおりですね、証明書添付していただければ、その事務自体は完結しますので、そういう手続きでできますということをおっしゃっておったと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

はい、ほかにありませんか。

はい、安藤委員。

**○委員（安藤 克彦委員）**

今回ですね、この条例にちょっと特化したことでないんですが、本当は本会議場でやるべきだったと思うんですけども。今回条例が、4本ですかね、5本ですかね、出でて、実は今回この個人番号の条例を勉強する上で、もうほかの市町村が多く市町村が制定をされてるので、インターネットで調べやすくて、たくさんいろんな情報が出てきて、すごく勉強になったんですよ。その中で私気づいたのは、多くの市町村で、パブリックコメントを実施しているところが、今回はあるということ。今回のこの条例は、番号法というのは国民的議論になった法律で、なおかつその個人情報町が今度利用できるというふうにするための条例ですよ。利用しやすくするために。で、今回、先ほども言ったんですけども、条例の一部改正ではなくて新規の条例が何本かできてきているということで。本町はなかなかこう、条例に関して、パブリックコメントとかを私見た

ことないんですよ。開かれた行政とか言いながらも、そういったことを私は意見を聞いていくべきじゃないかと。それパブリックコメントして、出てくるかどうかわからんですよね。総合計画でも、出してもなかなかたくさん出てこなかったとかいろいろお聞きはするんですが、やっぱり姿勢としては、そういった当然、私達議会が審議し、私達が最終的に判断するわけですけども、やはりその前段で、住民の意見を聞く姿勢というのを聞けるかどうかわからないけど姿勢を通していかなければいけないんじゃないかなと思います。特にですね、今回大きいこの条例に関して、最終的には要望的になるのかと思うんですけど、今後ですね、そういったやっぱり大きな条例が出てくる時、重要な条例が出てくる時には、そういった形ではパブリックコメント等とっていくっていう、まずこの考えについて、どうでしょうか。当然、総務部長さんになるとですかね、答えは。お願いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

条例制定の際に、今までですね、パブリックコメントをとったことはなかったかと思っています。ただ、この前議員さんの議会基本条例ですかね、それはパブリックコメントをやって制定されてるみたいですけど、もしそういう感じでいくなら、自治基本条例とか、そういった住民を巻き込んだ条例が入ってくるから、当然パブリックコメントも必要になってこようかと思っています。現時点でですね、今始めてパブリックコメント聞いてお答えするんですけど、現時点では、まだ特に、まだ考えてはおりません。必要に応じて出てくる時もあるかもしれませんが、現時点ではですね、条例制定におきまして、パブリックコメントをとろうと、とった方がいいかなと思う、今のところですね、思うことはない状態です。すいません。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

はい、質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

堤委員。

○委員（堤 理志委員）

私は63号議案に反対の立場から討論を行います。

国は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現のためとして、マイナンバー法をつくりました。この法律によって自治体の利用範囲を、自治体の条例で定めることとされていることから、今回の条例になったものと理解します。この条例は、マイナンバー制度を本町で実施するための条例であります。幾つかの懸念する問題があります。具体的には、多くは言いませんけれども、一つには、やはり情報の漏えいの

懸念が残ります。

そして2つ目には、まだまだ国民の理解が進んでいないという問題があるというふうに思います。内閣府が9月に発表いたしました調査では、このマイナンバー制度の内容を知らないと回答した人が、56.6%に上っているという状況で、どのように利用するのか。またどういう制度なのか、過半数を超える国民が知らないとか、よくわからないというふうに言っております。国民の理解がこういう不十分な状態の中で、運用が始まるということに懸念をいたします。そして、マイナンバーのそもそもの目的でありますけれども、先ほどの国民の利便性の向上ということがありましたけれども、私はむしろ、国や自治体が国民の所得や資産の状況を効率的に掌握して、今後の税や使用料の徴収とか、社会保障の給付、こういったものの把握する、捕捉するための制度ではないか。というふうに思っております。当面、税、社会保障、災害対策に限ってありますけれども、今言われているのは、今後は国民の資産とか預貯金、そして民間にこの利用を広げていこうということが言われております。制度そのものの理解が進まない中で、個人のプライバシーを公共が、また民間が、今後利用を拡大するという、これは制度そのものの問題にかかわる問題でありますけれども、こうした内容を実効たらしめるのが今回の条例であり、以上の理由からこの条例に反対をいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

はい、次に、賛成討論ありませんか。

安藤委員。

**○委員（安藤 克彦委員）**

私は本議案に賛成の立場から討論させていただきます。

まず、マイナンバー法に言うのですね、いろいろな議論があるところですが、これはもう決まってしまったこと、決まったことで、町は粛々と事業について進めるべき、逆に、本条例を制定しないことで受ける町民の不利益やいろいろな利便性がなくなることの方が私は問題だと思います。ただ、いろいろな場面で懸念される、いわゆる情報の漏えい、今回の件につきましては、庁舎内でのいわゆる行政執行機関内での個人番号情報提供について謳っております。ですので、先ほど申しましたけれども、これにより町民の利便性が向上するという点に関しては大切でありますし、情報漏えいについては、町もですね、しっかりと管理を行っていただきたいと思っております。

最後に1つ、これは委員会審議の中でもあったんです、各委員が申しておったんですけれども、やはり条例を制定する上では、規則で定めるという部分が大きなウェイトを占めているのかなと思います。今後条例制定の際に、こういったケースがある場合には、予め規則も委員会の中で掲示できるような整備を行った上での上程を期待したいと思います。以上、賛成討論といたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

次に反対討論ありませんか。

賛成反対、いずれでも結構です、ありませんか。

はい、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号、長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の定員提供に関する条例の件を採決をいたします。

本案の採決は起立により行います。原案に賛成の方は御起立願います。

(起立多数)

起立多数。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で、11時10分まで休憩をいたします。

(休憩10時54分～11時06分)

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩前に引き続いて、審査を行います。

次に、議案第64号、長与町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の件を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。なお、説明及び答弁は、座ったままで結構です。

迎課長。

#### ○管財課長（迎英樹君）

それでは、議案第64号、長与町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の提案理由を申し上げます。

平成16年に地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令の一部を改正する政令により、長期継続契約を締結することができる契約の対象が拡大されました。例といたしまして、OA機器のリース、自動車のリース、施設の機械警備業務委託などがございしますが、従来から、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給、若しくは電気通信役務の提供を受ける契約、又は不動産を借りる契約に限って、債務負担行為の議決を得ることなく、長期継続契約を締結することが認められておりました。これは、地方自治法第234条の3でございします。

そして、平成16年に、さらなる事務の合理化・効率化を図るため、同条に、「その他政令で定める契約」が追加され、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもののうち、条例で定め定めるもの」これが、地方自治法施行令第167条の17になりますけれども、これが加えられ具体的な契約の範囲は、地方自治体の自主性を、尊重するため、必要な事項を条例で定めることとなりました。

これにより、長期継続契約を、条例で定めることにより、大きく2つのことが可能になります。



1つ目として、債務負担を設定しなくても、契約の締結が可能になる。例といたしまして、OA機器のリース、自動車のリースや印刷機器のリース料など、長期継続契約はしていたが、債務負担行為を今までしていたんですけども、これがしなくてよくなる。

2つ目としまして、契約期間を複数年とする契約の締結が可能になる。例といたしまして、施設の機械警備業務委託、例えば庁舎管理業務委託などがございますが。

これは、単年度ごと契約をしていたのが、長期継続契約とすることができるようになった。以上のことから、事務の合理化・効率化が、図れるようになります。

当町では、平成16年の自治法改正時には対象となる債務負担行為の件数が少なく、平成16年で2件、平成17年で1件などありましたが、条例の制定の必要性に迫られることがございませんでした。しかしながら、近年、債務負担行為の増加、平成25年で、例えば12件、平成26年は当初で13件対象になる、負担行為をあげております。こういうことに伴い、条例制定が妥当と思われましたので、今回の議会上に上程させていただきました。

まず、第1条では、本条例の趣旨を定めております。第2条は、長期継続契約を締結することができる種類を規定したものでございます。第3条は、長期継続契約を締結することができる契約の期間を規定したものでございます。第4条は、具体的な契約の種類などについて、規則で定めることを規定したものでございます。附則でございますが、本条例は平成28年1月1日から施行し、同年4月1日以後にその履行がなされる契約から適用することとしております。

以上が提案の主な理由でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

堤委員。

**○委員（堤 理志委員）**

今2つの効果といいますか、ご説明をいただいた中で、2つ目のところでですね、複数年にわたって契約をすることが可能になるということになりますと、当然リース会社等々からすれば、複数年ということなれば、恐らくその分安くですね、というふうなことも可能になるのかなというような気もするんですが。例えばもう既に実施している自治体等々の事例なんかの調査なされたかどうか。例えば単年度だったらいくら契約だけれども、複数年契約にすることによってどのくらいのコストの削減効果が見込まれるとか。そのあたりの、方法はどうでも結構なんですけれども、削減効果といいますかね、コストの削減効果がどのくらいっていうのはある程度つかんでいらっしゃるかどうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

迎課長。

**○管財課長（迎英樹君）**

まず長崎県の市町村13市8町のうち、長期継続契約の条例を定めているのが12市5町あります。よって、未制定の市町村は長与町も含めて1市3町となるわけですが、この長期継続契約をした場合のコストが安くなるというのは予想されるんですけども、この事例につきましては、それぞれその施設の大きさとか契約の金額によっていろいろございますので、そういった事例というところまでは調べておりません。

以上でございます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

いいですか。はい、他にありませんか。他にありませんか。

はい、岩永委員。

**○委員（岩永 政則委員）**

荒木部長、今回はこの議案第64号には規則がきちっと出てまいりまして、同じ部署でね、出さないと出るところと、非常に不均衡じゃないかなと、ふうに思うんですが、やっぱり前回言ったようにですね、前回の審議で言ったように、やっぱり条例を出すにはですね、規則をこうしてね、きちっと事前にして、よおく勉強してですね、説明できるようにやっぱり今後指導していくべきだというふうに思うんですが、どう思いますか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

荒木部長。

**○総務部長（荒木重臣君）**

できるものであればですね、規則まで含めたところで参考資料として、今後出していきたいと思っております。すいませんでした。

**○委員長（喜々津英世委員）**

堤委員。

**○委員（堤 理志委員）**

今回の条例を定めることによって、全体的にはメリットの方が多いのかなという気はしておりますが、1点気になるのが、単年度契約の場合はですよ、1回やってみて、非常にこの機械は不具合が多いなという時に別なメーカーの切り替えたりっていうのが可能になりますが、例えば5年契約となった場合、不具合でも、もちろんこの保守点検も含むとはなってますけれども、若干そのあたりがちょっと心配じゃないかなという気が個人的にするんですが、そのあたりは検討されたかどうかですね。

**○委員長（喜々津英世委員）**

迎課長。

**○管財課長（迎英樹君）**

この長期継続契約に関しまして、そのOA機器のリースとか自動車リースは既に長期継続契約を行っております。ただ、その債務負担を公表しなくていいというところが外れるということで、今までも長期継続契約等はしておりますので、そういった心配はな

と思います。ただ、その施設の維持管理等が長期継続契約をしてもいいですよということになりますので、そういった場合やはり長期継続契約にするとその施設の管理の長期継続契約にすれば、やっぱりその必要な消耗品とか熟練度が維持されますもんですから、ある程度、長期継続契約をした方がそういったその金額の面以外にもメリットが、熟練度が増すという。そして長期契約ですので、安心して業者の方も受けられるというメリットが出てくると思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤 理志委員）

私もちょっと理解が不足してたのかもしれませんが、現在でも長期継続契約をやって債務負担行為を議会にかけないといけないというのがあったけども、それが必要ないと。事務の効率化というのが主なことになるのか、そういう捉え方でいいのかどうか。

○委員長（喜々津英世委員）

迎課長。

○管財課長（迎英樹君）

議員おっしゃるとおりその1点目の債務負担行為を設定しなくてもいい契約が可能になるというのは、まさしくそのとおりでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤 克彦委員）

説明で、ある程度理解はしますし、他市町もこれを組んでますので、条例つくってますので私もわかるんですけども。事務の効率化とか、経費の節減ですね、節減については私はあまり、ですね、そこまで、現在もその債務負担行為知ってますので。大きなものはですね。関係ないのかなって思うんですけども。1点は、その債務負担行為を行うことってというのは、何が意義があるかって言ったら、これから先の支出が見えるということですよ。その債務負担行為を省略できるようになるということで、これからのいわゆる支出負担が見えなくなるという、その逆にデメリットの部分であるかと思うんですけども、そこについては、やはり大きな、特に複写機のリースとかそういった細かいのは、私はそこまで大きな金額じゃないと。施設の維持管理業務とかがってなってくると、これかなり大きなものなると思うんで、そういったのが、こういった形で議会とかに見えてくる、見えるようになるのかという、ちょっとその点だけ教えていただけますか。例えば、下水処理とかもそうですよね、多分施設の維持管理に入るんですかね。下水の今委託をしている分とか、いろいろあると思うんですけども。そういった件もちょっとあわせて、お尋ねできますか。教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

今の御質問ですけれども、債務負担行為の場合はですね、将来にわたる予算化が義務づけられると、それが担保されると、予算からですね。今回の長期継続契約については、条例による契約ということで、将来にわたる予算が担保されません。これは、毎年度予算を審議をして、議決の手続を必ず済まないといけないというような形になりますので、そのあたりは金額的には見えてくると思います。

○委員（安藤 克彦委員）

それは翌年度まではわかりますよね、翌年度だけはですね。

ただそれから先っていうのは見えない、予算化されるのはあくまでも翌年度、翌年度っていうか、翌年度。当年度に補正で出れば当年度分。その先っていうのがちょっと見えなくなるのかなっていう懸念があるんですけども。例えば、議会の中で契約をしているときに、これは長期契約だよという説明があるのかどうかですね。一つ一つこちらから聞かなければ分からない契約なのか。例えば、予算書にこれは長期契約のマークが入るのかとか、入るとか。例えば、⑤、5年の長期契約ですよとか、5年のうちの5分の4とか、5年のうちの4年目ですよとか。そういったところをちょっとお伺いしたいんですけど。

○委員長（喜々津英世委員）

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

おっしゃられるとおり、その将来の分がなかなか見えないっていうのはございます。ただ、今、債務負担行為の場合は、当初予算書の説明書の欄に、説明書の中にですね、債務負担行為に関する調書ということで、将来の債務負担の行為は掲載してるわけですね。ただ、今回のこの長期継続契約分については、当年度出てくる予算というのは当然わかりますが、それが、長期継続なのかどうかっていうのは、予算書上はちょっとわかりづらいというのがございます。このあたりは委員会において、当初予算の審議の中において、それぞれの所管が長期継続の分はこれだよというようなことで説明をするものなのか、もしくは、何らかの帳票ですね、一覧等の提出を求められるものかは、このあたり今後そのあたりを見えるかをしていかないとなかなか審議にづらいというのもございますので、今後ちょっと検討の方をしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤 克彦委員）

そうですね、それが私1番ちょっと気になるんで。一番よかとは予算書にもう1枚、

何かですね、長期契約のなにかこう、できるのかどうかわからないですけど、長期契約一覧みたいなことがですね、作っていただくのが私は1番わかりやすいんじゃないか。担当課ごとに説明していただいても、結局予算書っていろんな方が見るもので、後で見た時にわからないとか、この委員会以外の方が見た時にわかりにくいというのがあるので、私は、予算書につけるべきだと思います。もう1回、再度お願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

議員さんおっしゃるとおりだと考えてございます。当初予算さんの中にですね、一般会計予算に係る主要な施策に関する説明書っていうのが一緒にございますので、その中にですね、中の一部に、その長期継続契約の内容、期間及び契約総額ですね、の見込額等記載するような形で対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

前向きな答弁を頂きました。他にありませんか。

はい、金子委員。

○委員（金子 恵委員）

この規則の中にですね、施設等運転管理業務というところで、言っているのか分からないけど、改ざん問題ということがありましたけれども、こういった場合、もし万が一、なきにしもあらずということで、そういった場合の罰則規定みたいなのは、入れ込まないでいいんでしょうか。条例としてですよ。その点はいかがでしょう。

○委員長（喜々津英世委員）

入口主任。

○管財課主任（入口健太郎君）

罰則規定ということなんですけども、その契約の履行に関しての、その改ざん問題であつたりとかいう話ですので、今回の長期継続契約という関係でなくて、その都度の契約によって、それで罰則規定というのは設けてあると思いますので、そちらの方で対応したいと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

本契約書の中にその問題は謳っておるということですよ。他にありませんか。質問しますので、委員長を交代します。

○副委員長（中村美穂委員）

質疑はありませんか。

はい、喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

この2条の1号の中で、これは事務用機器、車両その他物品の借入に関する契約、い

うことがこの1号で謳われておるわけですね。これの保守について、保守が発生するものも恐らく出てくるだろうと。それについてないなあと思っところ、今度は条例施行規則を今一枚ものを頂いて、第2条の2項で、条例第2条第2号の契約は次に掲げるものという中の1番頭に1号で、全項各号に掲げる物品の保守点検と。わざわざ2項で全項各号と入れる。ま、いずれにしても、この条例の方の審査ですから、それはもう言いませんけれども、私はここで謳ならば、条例の1号でね、1号で借入に関する契約またその保守、そういった文言を入れてとけばなんら問題がなかったんじゃないかなという気がしますが、そこらへんについては、どうなのかお伺いします。

○副委員長（中村美穂委員）

入口主任。

○管財課主任（入口健太郎君）

物品のリースに係る保守点検が条例の2条の1号に入れた方がよいということなんですけども、この1号と2号についてはですね、それぞれ物品のリースと役務の提供というふうに種類を分けておりますので、物品の事務用機器のリースと役務の提供というふうに分けておりますので、リースでそれにかかる保守っていうのは別々に分けて定めている状況でございます。

以上です。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

確かに2号でね、継続的に役務の供給受ける云々っていうのがあるので、これは保守かなと思うけども、2号は、基本的には施設の維持管理と。これが主ですよ。ですから私は1号は賃貸借契約、2号は委託契約とそういうふうに理解をしておるんですが、それからいくとこの今、配られた施行規則を見てもね。1号の部分での、かかる物品の保守点検もこれに入りますよということですから、ここはやっぱりきちっと区別をしたほうがいいんじゃないかなと。1号は、あくまでも物品のリースとかなんとかですから、賃貸者契約ですよ。2号は施設の維持管理、そういったものに対して、これ庁舎とかいろんな施設がありますけれども、その点検等、維持管理に係る契約ですから、委託契約だと思ふんで。だから委託契約でも賃貸借契約でもそれぞれ保守点検というものは発生してくるだろうと。私はそういうふうに思ったんですが。

意見があったらお聞かせをいただきたい。

○副委員長（中村美穂委員）

荒木課長補佐。

○財務課長補佐（荒木隆君）

まずはこの条例第2条の構成でございますが、先ほど入口主任が申し上げたとおり、1号で物品のリースのみ、2号で施設の維持管理のほか、翌年度以降にわたり経常的継

続的に役務の提供を受ける必要があるものというふうに定めております。1号につきましては、もう読んで字のごとくと言いますか。物品の借入のみでございます。2号については役務、これは保守もここに入っております、現行の契約上ですね、便宜的に、リース料に込み、という契約のものもあろうかと思えます。でも、中身についてはやはり、リース料、それとその機器に関する保守ということで契約をいたしますので、それぞれ1号2号に該当するものとして、ここで整理をしております。したがって規則の方ですが、1号の契約は4つに掲げる物品の借入、そして2号についてはその保守、他施設の管理というふうな整理で規定をいたしております。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

分かりました。次に第3条でいきますけれども、基本的に5年以内というふうに基本的な考え方はしてあります。しかし契約年数が商習慣上当該物品または役務の提供に必要な設備の耐用年数。例えば庁舎の施設管理とかいうことになっておると、相当長期になってくると。しかしこれは一定の歯止めが、かかっておりますけれども、私は施行規則の中でそういった物品とか施設ごとの、例えば長期継続契約の年数、おおよそ示されるのかなと思つたところが全くこれがないという。他の自治体の条例を見てみると、そういったところまで謳ったところもあるわけですね。ですからそういった意味では、ちょっとこう、条例上はこういうところでもいいと思うんですが、私は規則に謳うべきじゃないかなと思って。そこで、まず端的にお伺いしますけれども、例えばこの3条でいくと、1番長期の契約でどれくらいになるのか。これをまずお尋ねをします。

○副委員長（中村美穂委員）

迎課長。

○管財課長（迎英樹君）

この条例に沿って考えますと、自動車のリースが6年としております。これが多分長期継続契約に当たるんですけども、例えばESCO事業があるんですけども、これは11年契約になってるんですけども、これはこの長期継続契約には該当しないと考えるので、例えばこういったESCO事業が11年過ぎて、また同じような契約になっても、これは長期継続契約をしてでも債務負担行為の起こすべき契約事項になると考えますので、その委員がおっしゃるとおり、例えば施設は3年以内とか自動車は6年以内とか、そういった具体的に示してるところもございますが、長与町としましてはその案件ごとに、まず管財課で協議しまして、これは何年契約で長期継続契約をしたいということで協議をして、そのあと財政の方に報告するという形をとっていきたいと考えておりますので、案件ごと、そういった契約を何年にするかというのは考えていきたいと考えております。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

基本的にはやっぱりそういったもの、びしっと規則でね、定めとくべきだろうと。担当が変わったりしたらどんどん変わることもじゃ、済まされることはあり得ないと思えますけれども、それにしてほしいと思います。で、基本的にこの、先ほども出てましたけれども、長期継続契約によって、どういうメリットがあるかと。基本的には事務的な効率化とか、そういったことだろうと。ただ業者にとってはある一定期間、継続して契約ができること。今まで毎年契約だったのが、ある一定期間できるということになると、やはりそこは、我々側から考えると行政コストの低減にも、やっぱり繋げていく努力はせんばいかん。事務効率だけじゃなくてね、そういったものもやっぱり大事だと思う。ですから、例えば5年なら5年、契約を結んだので、安閑として仕事をされても困りますよと。長期継続イコール馴れ合いでね、仕事をされたら困りますよというものは常に行政側としては、考えて仕事をしていかんばいかん。従って、これは基本的に相手方の業者の財務、財政っていうか経営状況とかね、こういったものと絡んでくるので、例えば5年契約しとったからといって、その5年間、その業者の、例えば財務状況確認するための、何か資料の提出を求めるとか、そういうふうにするのかどうかわかりませんが、そういった対応もね、やっぱりするべきじゃないかと思うんですが、そこらについては特段何も考えてないのか、お伺いします。

○副委員長（中村美穂委員）

迎課長。

○管財課長（迎英樹君）

ただ今の委員長のご質問は、施設に関する管理上の長期契約のことだと思います。施設の管理に関しましては、5年というのはちょっと長過ぎるかなということをもっておりますので、施設に関しましては、3年ぐらいで契約を結びまして、3年ごとに競争入札をまた行うというふうな、考えでおります。決定はしておりませんが、そういう考えでおります。他の、今まで長期継続契約をしている中は通常ずっと前から長期継続契約はしていますので、そういった長期継続契約になったから手を抜くとか、そういうことはない。今までの実績から、そういうことはないと考えております。

○副委員長（中村美穂委員）

委員長交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

はい、岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

条例2条の（1）と（2）ですね、これでよく分かれてですね、分けておられるということは十分分かります。1つはその物品の借入の契約、これは（1）で、2番目が施



設の維持管理にかかる経費がですね。これは役務の提供ということで2つに分けられて  
ですね、おりますので、問題ないじゃないかというふうに思うんですが、議決事項であ  
りませんが、先ほど提示をされたですね、施行規則のですね、これも少し検討したほう  
がいいのじゃないかという気づきをありましたのでね、第2条第2項の契約は、次に掲  
げる役務の提供を受ける契約。これ役務の提供だけにここなってますよね。そうじゃな  
くして2条は、施設の維持管理、及びその役務の提供という2面性が先ほど言いますよ  
うにね、2つ面があったわけですね。だからここには施設の維持管理及びという表現が  
ですね、を入れるべきじゃないのかと。したがって、入れることによって下の2、運転  
管理ですね、あるいはその3の維持管理というですね。そうすると条例との整合性はこ  
れでとれていくというふうに思っております。これ、議決事項じゃないですからね。た  
だ、規則について質問はできるというふうに思いますのでね、入れるべきではないのか  
と。整合とるためにはね。そういうふうに思いますが、どんなに思われますかね。

○委員長（喜々津英世委員）

質問の意味わかりますか。

荒木課長補佐。

○財務課長補佐（荒木隆君）

ただいまのご質問の趣旨は重々、わかるのですが、ここで条例の2条第2号に規定  
しております役務の提供っていうのは、施設の維持管理に係る契約、それとその他、翌  
年度以降にわたり経常的かつ継続的に行われるもの。この2つにかかっておりますので、  
規則としてはもうそれを総合して、次に掲げる役務の提供というふうに規定をしてと  
ころでございます。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

はい、じゃ、質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

これから、討論を行います。まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。賛成反対いずれでも結構です。ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号、長与町長期継続契約を締結することができる契約を定める  
条例の件を採決します。

本案は原案通り、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。これで、本案は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

休憩します。開始は13時からということで。次は議案65、66号に入ります。

よろしく申し上げます。

（休憩11時44分～12時57分）

○委員長（喜々津 英世委員）

こんにちは。午前中に引き続き、委員会の審査を再開をいたします。

第4回定例会本会議において、本常任委員会に付託を受けました議案第65号、長与町教育振興基金条例の件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。なお、説明及び答弁は座ったままで結構ですので、よろしくお願いします。

青田課長。

**○教育総務課長（青田浩二君）**

それでは、議案第65号、長与町教育振興基金条例について御説明を申し上げます。本条例は、教育委員会が所管する長与町図書基金条例、義務教育施設整備基金条例、長与町文化振興基金条例及び長与町体育振興基金条例を統合し、基金を弾力的に活用することにより、本町の教育振興事業を円滑に図るため、長与町教育振興基金条例の制定をお願いするものです。条文に沿って御説明をいたします。

第1条では、設置の目的を規定しております。ここで教育、文化及びスポーツとしているのは、教育基本法、文化芸術振興基本法、スポーツ基本法と法律が分かれていますので、このような表記にしております。第2条では基金の額を、第3条では基金の管理、第4条では、運用益金の処理について規定しております。第5条では、処分について規定し、第6条では委任について規定したものです。

附則といたしまして、この条例は平成28年1月4日から施行し、この条例の施行に伴い、長与町図書基金条例、義務教育施設整備基金条例、長与町体育振興基金条例及び長与町文化振興基金条例を廃止するものでございます。

以上が主な内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

はい、それでは今、説明が終わりました。なお、長久しておりました今度廃止される4つの基金の過去5年の動き、こういったものもいただきましたので、こういうもの見ながら、総合的に審査をしていきたいと思えます。

それでは、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

ちょっとお尋ねしますが、この4つの条例を一本に、この基金を一つにまとめてというところで、そのメリット、そして一般質問の中でも、新図書館建設を見据えてっていうようなイメージ、感じが受けられたんですけども、そういうことを含めてこの教育振興基金ということで設置をするのかというところの点を、再度。もしかしたら答弁の中にしっかりあったかもしれないですけど、お尋ねします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

帯田次長。

**○教育次長（帯田由寿君）**

それでは、お答えしたいと思います。

この4つの基金をまとめるということで、1番メリットがあるのはやはりどうしても少ない金額の基金に対して、大方の基金になってまいりますので、利用もかなり大幅にですね、利用できるような形になると思います。ただあの、基本的にはですね、補助金を利用するというのが前提でございますので、基金で全部を賄うという考えは持っておりません。

それとですね、図書館に関してもですね、使えるような形でですね、計画をしております。

以上でございます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。

はい、安部委員。

**○委員（安部都委員）**

すみません。本会議の中で、図書館の基金の積み立ての残高が6億3,674万5,817円というような形でちょっと聞いたかと思うんですが。それはこの表の中でのどこか、この違いはどこにあるんでしょうかね。

**○委員長（喜々津英世委員）**

帯田次長。

**○教育次長（帯田由寿君）**

この分の6億3,600万っていう数値の中にはですね、今年度の預金利息までですね、含めたものでございます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

いいですか。今出せとる資料は年度末ということですよ。

他にありませんか。

はい、堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

新図書館基本構想の中でですよ。図書基金条例を改正して、新図書館への活用を可能とし、その他の教育委員会所管の各種基金を新図書館建設の家具や備品の購入に使用できるように検討を行うというふうになってるわけですよ。やっぱりそういう、図書館をかなり主眼といいますかね、全てじゃないと思いますが。主眼はやはり、今後の図書館の備品、本体等々に有効活用したいというのが、やはり大きなねらいなのか。このあたりをちょっとお答えいただければと。

**○委員長（喜々津英世委員）**

帯田次長。

**○教育次長（帯田由寿君）**

議員おっしゃるとおり、この分に関しての統合にはですね、やはり図書館に関しての建設に向けての準備的なものもでございます。他にもですね、学校義務教育施設の関係の

ですね、改修等も振興計画にのっとりですね、順次これも行っていくように計画はしております。

以上でございます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。

岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

提案理由の中にですね、見ていただきますと、教育委員会が管理する基金を一部統合し、というふうな表現をしてありますが、これはですね、間違いだろうというふうに思うんです。というのは、今は青田課長もですね、再度提案理由を説明した時にですね、教育委員会が所管する云々というですね、今、発言をしました。本会議でもですね、安藤委員が質問したときにですね、町長は同じようにですね、図書館建設のための基金建設云々かんぬんとして、教育委員会所管の基金を、というような表現をですね、してありますのでね、そのことは本当だろうというふうには私は思うんですね。だからこのままですね、いきますとね、教育委員会が基金をですね、管理をするということになるわけですね。それはですね、教育委員会の権限は地教業法に基づきましてですね、自治法条例からいってもね、教育委員会はこの基金の管理権っていうのは全くないわけですね。だから町長なりあるいはその出納管理者、特にですね、そこが適正なところに要求をしながらですね、運用していく、それが権限がそこにあるわけ。従って教育委員会というのは、間違わないようにしてもらわんといかんのですけどもね、学校でも公民館でも図書館でも、町長部局が建設をしてですね、そして、そうした基金も管理しながらですね、適正なものをですね、作って、そしてそれを教育委員会に移管をしてですね、引き渡しをして初めて、教育委員会というのは管理権限が出てくるわけです。したがってあの基金なんてですね、お金を管理するような権利は全くないわけです。したがって先ほど課長が言ったようにですね、教育委員会が所管する基金、というのがですね、適切であるわけで。だからね、このあたりは訂正はしておくべき必要があるんじゃないか、いうふうに思うんですが、見解をお尋ねしたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

帯田次長。

**○教育次長（帯田由寿君）**

おっしゃるとおり、教育委員会が所管する形が本来だと思いますけども、提案理由の中で申し上げておりますのが、事務についての管理ということでですね、提案をさせていただいております。基金の運用に関しましては、会計課の方でという形になりますし、私どもが申し上げられるのは、事務管理ということでですね、提案理由をあげさせていただいております。岩永委員がおっしゃったとおりですね、そういう形でわかりにくい表現になってたかと思えます。ただ私どもといたしましては、その事務管理という形の意

味合いでですね、提案を上げさせていただきました。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

事務管理なら事務管理のようにですね、そういう表現をね、きちっとやっぱり提案理由ですから、公式な文書ですのでね。このまま読めばですね、私が言いますように、教育委員会が管理する基金、管理をどこでしていますか。してないわけですからね。全くですね。権限もない。そういうことで整理をですね、当然された方がいいというふうに思います。

その事務というですね、今の次長のお話では事務管理ということですから、そのように理解を私はします。ですね。したがって課長も所管という表現をしましたのでね、ましてや、先ほど言いますように安藤議員がですね、質問したときも、町長も所管という表現使ってますから、所管であって事務管理と、いう、いい面にとりましてね、そのように私はとらさせていただくというふうに思います。間違わないようにですね、それだけはお願いしたいと、いうふうに思うんです。

それからですね、委員長。6条に、町長が定める規則で委任事項でですね、町長が定めると。基金の他にですね、書いてますけども、何か規定か何か作られておるんですか。あるんですか。この新しいこの長与町教育振興基金条例の町長が別に定めるといような、作ってないんですか。あるんですか。お聞かせください。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

まず最初に提案理由で、事務についてっていう文言が抜けてたということは、私どもがですね、やはりわかりにくい表現をしたということで、今後はこういうことがないようにしてまいりたいと思います。また、今先ほど、第6条について、町長が別に定めるといってございしますが、この分に関しましては、長与町教育委員会事務委任規則の中に、2条の第15号で、教育目的のための基金の管理に関する事という規則がございしますので、こちらで対応するということですね、新たに規則等は設けてはおりません。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

はい、安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

まず、この本定例に入る前に、廃止されるが提案されてる条例でちょっとお聞きしたいのが、図書基金条例ですね。ちょっと私、今、手元に持っているのがインターネットからの例規から引っ張ったもので、間違ってたらもう間違いで訂正していただきたいん

ですけれども、1条にですね、設置のところに1条に、自動車文庫及び長与町立公民館等における図書の蔵書の充実って書いてるんですね。公民館の図書の充実。で、この条例は1条と5条が違うだけで、あとほとんど一緒なんですけども。5条については、処分のところで、長与町図書館等の蔵書の充実を図るための経費の財源に充てると。まず、私が言うのが正しいければ、これ何で、ここはこう違うんですかね。もう昔の昭和60年に制定されたことで、ご存知ないのか。或いはお気づきになっていたか、そこんところを含めてお尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

基本的には図書の購入にということを考えております。ただ、5条にありますように蔵書の充実の図るために経費ということですので、図書の購入だけではなく、そのいろんな図書架台とか、そういうもの等にも充てれるために、こういう書き方になってるといふふうに私は解釈をしております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

いや、そうではなくて、1条には、町立公民館、自動車文庫と町立公民館、等がついているんですけど、この2つが主と捉えてあるんですけども、5条では図書館等の、図書館がメインにきてるんですよ。だから本来ならば、1条のところに、公民館ではなくて図書館ってくるべきだったのかなと思うんですけども、今まで改正も行われてなかったし、議員からも指摘がなかったのかなと思うんですけども、今回改めてちょっと改廃でさしてもらって私もじっくり読む機会があったんで。改廃じゃないですね。廃止と新条例が提案されてますので。ちょっとそこんところもう一度。もう分からないならば分からないになってしまうんでしょうけども、当時のことがですね。

○委員長（喜々津英世委員）

答弁があれば、帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

議員おっしゃるとおり、主文に図書館という文言がございませんので、そういう形に捉えられるのかというふうには思いますが、現実といたしましては、図書館と各公民館ですね、児童書文庫も含めてですけども、図書の購入に充てさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

はい、まずそこまで重要ではないので、ちょっと気づきでお聞きしたかったので、聞

きました。新しく基金がつくろうとしてるわけですけども、この基金の計画ですよ、財政サイドの方もいらっしゃいますので。先ほど訂正していただいた資料を見ると、今までの4本の合計額が大体10億円以下できてると思います。多分この10億ぐらい積み上がってた頃というのは、長与小の建替えとかそういった大きなのが、長与小の建て替えと耐震化とかですかね。そういったのが予定されてて義務教育施設の方がかなり膨らんでいるのかなと思います。ただ、やはり先ほどからも議論になってる図書館に使っていいこう、使えるようにするという形では、現在6億3,000万ほど。この後、土地の部分で減るわけですよ。となると今後どのぐらいまで積み上げていくのか。或いはそういった議論とか、あと財政サイドと、これは図書館は教育って今言えない状況にあるんでしょうけども、サイドとしてどのような考えで将来的な見通しですね。基金の上限が設けてませんので、そここのところをお伺いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今、おっしゃるとおりにですね、基金が減った分に関しましては、財政サイドとの協議の中で、決算剰余金については、毎年の年度末の決算剰余金でございますが、それにつきましては優先的に、今回の新しい教育振興基金の方へ積み立てていく、というものとですね、将来的には都市開発基金に積み立てました4億のうち補助金等で買い戻した場合、都市開発基金の方に現金が生じますので、その分は戻し入れをですね、していただくような形で今協議をさせていただいてるところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

えっとですね、この基金のこれから積んでいくんでしょうけども、また積んでいかなきゃいけないんでしょうけども。私、ちょっとふるさと納税に、皆さんご存知のように拘ってきてるんですけども、現在ふるさと納税で頂いたものは、それぞれのいわゆる7つの項目がありますけども、文化とかスポーツとかそれぞれの項目に、多分基金に積んでいってるのかなと思うんですよ、現在。すると、今までのようにふるさと納税の頂き方をすると、結局基金が細分化されてないわけで、この基金の中にぼんっと入ってしまっていると、分からん。ふるさと納税のメリットというのは、納税者が用途目的を選べるというのがいい利点ですね、1番の。ですと、一本化された基金の中にそれぞれ頂いた金額が、入っていくのじゃないかな。入ってしまえば、もうお金って色がついてませんので、わからなくなってしまうという懸念があるんで。そここのところ、今後、これは税務課サイドとの協議なるんでしょうけども、話とかは。今税務課ですね。そこんところは、協議とかされてるんですかね、どうしていくのか。1月、来年度に入って頂いたら、ふるさと納税は1月からスタートですので、年度がですね、もう1月入ってす

ぐになることですので。ちょっとそのところ、協議をしてるのか、それともこれからしなきゃいけないことなのか。お尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

ふるさと納税基金ですか。私もはっきりちょっとわからない部分があるんですけども。通常その寄附行為をした場合、お任せという形で、町長がどちらにも入れていいよ、お任せの寄付金とあと体育に使ってくれ、文化に使ってくれっていう形での寄付金がございますので、そういうもので歳入を組みます。その後、今まではスポーツであればスポーツ振興基金の方へ、文化であれば文化振興基金の方へという形で積みになっていたわけですが、今回からはそういう形で受け入れは各基金の歳入の項目に上がった後にですね、文化振興基金へ全額っていう形の積み立てになろうかと思えます。失礼しました。教育振興基金の一本の積み立てになると思えます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

となると、おかしくなるんですよ。ふるさと納税の趣旨から逸脱してしまうっていう。ふるさと納税は使途目的、使途を納税者が決められる。だから体育に使う分は体育に使わないといけないんですよ。でも、一本化されてしまうことによって、内部で細かく会計を組めばいいのか、明細をつければいいのかもわからないんですけども、見た目的にはもう、この教育振興基金一本になってしまうというので、私はおかしいんじゃないか。1番よかとは、1番いいのは受け入れ項目を教育振興に関することにしてしまえばいいんですよ。今七つの項目に分かれてて、文化とか体育とか町長お任せとか、住民福祉とかいろいろ項目があるので、だからそこをどっちかを変えないと。今のままでふるさと納税の本来の趣旨から外れてしまうと。わかりますかね。言ってる意味。ですので、そこは早急に協議をして、ふるさと納税一生懸命しないっていうふうなスタンスをとられてますけども、実際納税してくださってる、感謝しないといけない方がいらっしゃるんで、それはきちっと真摯に、人数が少なくても金額が少なくても、対応していかなくちゃいけないじゃないかっていう趣旨で、私は申し上げてるんですけども。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

ふるさと納税の件なんですけど、確かにコースをいろいろ設けてやっております。その中に、先日お答えしたんですけど、図書館に関することとかなんか入れてもどうかかっていう話し合いもしております。がですね。今でできたように、教育に関する基金がもう、一本化されましたので、教育に関すること、先ほど委員さんが言われたように、も



うそれしかないかなとは今時点では思っておりますが、まだこの件に関しては、はっきりと協議をしております。

○委員長（喜々津英世委員）

まだ、一本化されておられませんのでね。  
堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の話と非常に似通った形になるんですが、その基金を統合するという形になると、やっぱり今言われ、ちょっとニュアンスが違いますけども、そういうデメリットが出てこようかと思うんですよね。今まではそれぞれの項目ごとにですね、分かれていたものを一本化する。しかもその一本化する目的というのが先ほどの答弁でもありますよね。やっぱり大きなのは、図書館の作るお金がないもんだから、それを何とか捻出したいということになるわけですよね。そうしますと、限られた枠の中でいろんな義務教育とか、体育とかいろんなところからの取りはぎが発生するんじゃないか。そういう中で、やっぱり今1番大きな問題になってるのが、図書館を作る財源を何とか捻出したいというのが非常に大きなウェイトを占めているわけですから。私が非常に心配するのは、小中学校のですね、施設の整備がどうなるのか。耐震化については一定めどがついたけども、私も聞いておるのは、まだまだ耐震化とは別にですね、老朽化、コンクリートが剥がれてるとか雨漏りもですけど。とにかくいろんなまだまだ改修しなければならないようなものが多々ある中で、こういったものがどうなるのかっていうのは非常にやっぱり、心配するわけですよね。恐らく教育委員会サイドとしてもそこが1番大丈夫なのかなというふうに、正直思っちゃるんじゃないかと思うんですよ。それで、そういう義務教育の施設の改修の進行計画というのが当然あったわけですけども、これを統合することによって、恐らくこの進行計画もですよ、財源的に非常にどうなるのかということで、その計画そのものを見直してのが発生せざるを得なくなると思うんで。そういう懸念というのをどう考えてらっしゃるかですね。このあたりをお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

議員おっしゃる通り、24年度で耐震に関してはですね、ほぼ終了いたしました。今後ですね、義務教育施設の関係の補修、改築あたりに関しましてもですね、進行計画で随時やっていくように今しておるわけですが、平成28年度、来年度にはですね、第2中学校の外壁工事、これは補助金もですね、利用しながら、やっていくという形にしております。それと長与中学校体育館の床の整備。あとはですね、文化ホール関係、上長与体育館、町民体育館などの防水関係のですね、まず、うちの施設をクリアするような形をしております。それと29年度になりますと、今度は北小学校だったり、働く婦人の家だったりというふうにはですね、補助金は使いながら基金をどうしても、起

債等が使えなかったりした場合にはですね、使うような形でですね、随時計画的に学校施設並びに文化施設等もですね、整備をしてまいりたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

はい、中村委員。

○委員（中村美穂委員）

簡単に聞きますと、今までそれぞれに目的をもって基金が創設されていて、それよりも今後統合した方がより利便性があるというか使いやすくなるという意味に自分は捉えているんですけども。先ほど堤委員の言われたように、その中で力関係というんですかね、優先順位とか、そういったものもあろうかと思うんですけども、その辺はその都度今まででありましたら、例えばスポーツならスポーツに特化して使えるということで、考えが進めていけると思うんですけども、今回は先ほどから出てるように、図書館の土地購入の問題が1番ウェイトを占めてるんじゃないかと、自分なりには考えておりますけれども。今後についてそのような、今その不都合があるというようなことはおっしゃらないと思うんですけども、そのようなことはどのように進めていかれるおつもりでいらっしゃいますか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今おっしゃるように私共といたしましても、財政面を考慮しながら、計画的にですね、学校施設、文化施設、体育施設という形に利用していきたいと思っております。お手元にお配りしました資料でお分かりになると思うんですけども、文化振興基金と体育振興基金がですね、やはり図書基金と義務教育基金に比べるとですね、どうしても金額が少のうございますので、どうしても大きな工事等したい時にどうしても補助がつかなかった。起債が借りれなかったってそういう場合にはですね、どうしてもこの基金を利用させていただいてですね、他の部分もありますけども計画的に工事等をですね、行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

土地の取得はこれで、めどは立たないとは思うんですけども一定の方向性が出てきます。しかしこの間、担当所管と総務文教委員会での調査の中で、実際に図書館を建設するお金っていうのは現段階で不可能なんですよね。資金的にですね。ですから、土地の取得に向けた動きは一方でありながら、しかし建設のめどが立っていないという中で、これが今後ですよ、土地を取得しました。しかし、建設の財源なりめどは立ちませんということが、当然住民の中に話としてなっていくわけですよ。そのときに、行政とし

て、議会としても当然そうなんですが、住民に対する説明責任のっていう点では非常に難しいんじゃないかと思うんですよ。例えばもう少しこう、建設のめどが立つまでこのこういった条例、ひとまとめにする条例を後回しにするというような考えにはならなかったものなのかどうかですね。心配するのは、取得はします。でも、建設はいつなるかわかりません、という状態が続くということに対する住民の不信感。これに何らかの形で回答ができるのかどうかというのが非常に難しくなるという点で、どういうふうな説明をされていくのか。これについての考えをお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今、堤委員がおっしゃるとおり、建設に対しての補助金等がまだ明確になってないんですけども、どうしてその土地だけ先に購入するのかっていうことなんですけども、今の榎の鼻区画整理組合の関しましては、来年度ですか。今年度ですか。もう、事業が完了して精算をしまして、解散をするということになりますので。そうであれば今回購入をしないと、解散後、購入しないと組合の方も解散はできないというふうに思います。その後、そのままどこかに、私ども町じゃなくて、他に売するようなことになれば、私どもも建設予定地を失うことになりますので、この期を逃すのはちょっと問題があるんじゃないかというふうには考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今の尻を取るわけじゃないんですが、その帯田次長のですね、答弁では、その区画整理が解散をするのでね。そこが買えなければ土地を失うということの発言がありましたけどね、そこに区画整理地内にですよ、後でまた議論なるというに思うんですけどね。区画整理地内に図書館を作ると決まったんですか。誰が決めたんですか。そうでなければね、今の発言はですね、出てこないだろうというふうに思うんですね。誰がそこに決めたんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

町長が議会等でも、答弁を差し上げておりますように、そちらの方で、区画整理の土地の方に図書館の建設を進めてまいりますということで、町長が答弁をしておりますのでそういう形で、答弁申し上げました。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そのあたりの発言というのはね、慎重にしていかなければ、ちょうど長崎市のですね、駅の前、裏の方の用地の取得にしてもね、とうとうめどが立たないような逆になってしまつと。そういうことに僕はなりかねないというふうにはね、思うんだから、慎重に発言をしてほしいというふうには僕は言つとるわけですね。これは取得のですね、議案が上がつてね、議会の議決事項でしょ。それがね、通らなければですね、そこならいわけですよ。どうしてそういうその決めつけの発言を今ごろですね、今、そういう発言はね、するのかと。こういう疑問が出てくるわけですよ。だから僕はそのあたりはね、注意して発言をしていくべきだというふうには思うんですね。だから、そのそういう発言はしたんですけど。また次の議案がね、出てまいりますけども、その折もまた発言すると思えますけどもね。慎重に発言をしていただきたい。どうですか。

○委員長（喜々津英世委員）

答弁がありますか。

はい、帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今お話がありましたように、この議案では、土地の購入まで踏み込めるものではないので、やはり、私が購入をするっていうような発言をちょっと早かったのかなっていうふうには考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

じゃ、質問がありますので、委員長を交代します。

○副委員長（中村美穂委員）

質疑はありませんか。

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

条文の中身の件でお尋ねをしますが、第1条で長与町の教育、文化及びスポーツの振興を図るため、云々というのがあります。なお、第4条でも、一般会計歳入歳出予算に計上し長与町の云々と。第5条でもまた同じように町長はの後に、また同じ文言が続くんですが。条例だからなるのか、1番第1条の長与町の教育云々というのは当然いれんばいかんやろでも、そのあとの4条、5条の長与町という枕詞と言いますか、これは必要ないんじゃないかなと。そういう思いがしております。これについては、法制協議会と言うんですか。そういった中では議論なかったのか、それをちょっとお尋ねします。

○副委員長（中村美穂委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

正直、法令審議会ではこの件に関しましては質疑はございませんでした。

以上でございます。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

別に、問題なるような案件でもないんですが、またこれ、他の問題でも出てきますけれども、よく条例で定めるとか法何々の規定による、規定により定める条例とか、同じような内容が、こうしばしば、今度の議案でもですね、出てまいりますので。少しやっぱり、そういう文言の整理とかいうのは、そういう法制審議会とかそういったものがある中では、ちょっと考えてほしいなど。特にあの、この機会に所要の整備を図るというのでよく提案されますのでね。まさに所要の整備がそういったものになっ取りはせんかなと思っただもんですから、お尋ねいたしましたけれども、答弁がありましたらお願いします。

○副委員長（中村美穂委員）

荒木課長補佐。

○財務課長補佐（荒木隆君）

法制審議委員会の委員として私が出席しておりましたので、その立場から申し上げます。まず第1条の設置でございますけれども、設置の目的としては教育・文化・スポーツ、当然これを規定する必要があるかと思えます。第5条の処分につきましては、地方自治法によりまして、条例で規定する目的についてのみ、この処分ができるということになってますので、2回目になりますけどここでまた新たにこういう目的には処分ができるよと。いうふうに規定をしたものでございます。更にひとつ上の4条、これにつきましては原則ですね、積み立てるといふことのほか、実際に、この目的に合うものには、直接経費に充てることができると、いうふうに、2回3回と同じこと書いてるように見えますが、法の趣旨に従いまして、それぞれ規定をしてるところでございます。

○副委員長（中村美穂委員）

委員長交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

はい、質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論ありませんか。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

議案第65号に反対の討論を行います。

本条例は、4つの基金を一本化する内容となっております。4つの基金とは、図書館の

蔵書の充実、小中学校の整備、町民の健康づくり、文化の普及、の4つ使途を限定していた基金であります。基金は、そもそも住民の大切な財源をその目的ごとに保護し充実させ恣意的な流用を防ぐために設置しているものであります。新図書館基本構想の34ページには、財源を準備するために町は新図書館建設基金を設け、できる限り積み立てを行う。さらに、教育委員会所管の各種基金を新図書館建設の家具や備品の購入に使用できるように検討を行うとあります。今回の基金条例は、この構想に沿った内容となっており、図書館建設への財源捻出を最大の目的とした基金であるというふうに判断をいたします。教育文化、スポーツ全般に使える柔軟性があるとも言えますが、それは潤沢な基金がある場合であり、目的ごとの財産を保護する制約が外されるという面があり、特に喫緊の課題であります図書館建設や備品の購入に対する比重が、高まることが予想されます。同じパイの中にあっては当然、その中で優先順位が発生することになります。図書館以外の文化振興、健康づくりの割合がどうなるのか、懸念がされます。1番心配されるのは、子供たちが通う学校施設についてであります。小中学校の耐震工事は終了したとはいえ、外壁の劣化、剥がれなどの危険性の除去をはじめ、対策が必要なものが残されたままであります。従来基金の目的と意義が後退する内容になる恐れがあること。そして、子供たちの安全対策のための基金が不安定になり、対策が後回しになる、そういう恐れが高いというふうに判断し、本条例に反対をいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

はい、次に、賛成討論ありませんか。

安藤委員。

**○委員（安藤克彦委員）**

私は本案に賛成の立場から討論させていただきます。

まず本案は、図書、義務教育施設、体育、文化の4基金を一本化し、基金額を一定の規模にすることで利便性を増そうとしているものと理解しております。以前から私あるいは同僚議員が、総務常任委員会中で図書基金を拡充し、建設にも利用できるよう改正してはどうかと提案してまいりましたけれども、今回このような形で提案を受けております。形は多少違いますけれども、今議案は、図書館建設に向けた第一歩前進だと考えております。当然、この基金は図書館に特化したものではございません。学校やスポーツ、文化にも、計画的また有効に活用していただき、先ほど今後の資金計画と申しますか、積み上げ計画をお尋ねしましたけれども、ここもですね、計画的に積み上げていただいて、基金が枯渇することないように、また、有効に活用できるよう願って賛成討論いたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他に、賛成反対、いずれでも結構です。ありませんか。

はい、討論なしと認めます。

この議案の採決は起立、または挙手で行います。

原案に賛成の方は起立、挙手をお願いいたします。

(起立多数)

起立、挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、65号を終わります。

場内の時計で55分まで休憩いたします。

(休憩13時41分～13時54分)

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩前に引き続き、審査を再開をいたします。

議案第66号、長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例、の件を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。なお、説明及び答弁は座ったままで結構です。田中課長。

#### ○財務課長（田中一之君）

それでは、議案第66号、長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本条例は、長与町図書館建設用地の先行取得を行うため、基金の額を増額するものでございます。第2条第1項で規定している基金の額、4億7,600万円に、4億円を加え、8億7,600万円に改めるものであります。附則につきましては、施行期日を平成28年1月4日から施行することといたしております。第2項には現在の基金の額の端数については、同条第2条の規定により、積み立てられた基金の額とみなす、経過措置を設けております。併せて、委員会より求められました資料の説明のほう簡単に説明いたします。土地開発基金の土地残高状況一覧でございます。財務課においては、所管課からの依頼を受けて土地開発基金での用地の先行取得に係る事務を行っております。この基金で取得した、用地の管理及び処分については、それぞれの所管の方で行うこととなります。この表なんですけれども、各所管ごとの事業ごとでNo1からNo16までございます。それぞれの所管ごとに明細使用課名、所在地、地目、面積、現在価格ございまして、最後に課別の集計といたしまして、農林水産課、管理課、都市整備、生涯学習課ということで、それぞれの面積と価格の方、記しております。合計が、面積で9,317.96平方メートル、価格の方が3億2,380万1,676円。これが土地の資産の価格になります。これにあわせて現金の方がございますので、現金の方は1億5,259万8,914円という金額なっております。土地と現金の方、あわせまして合計が4億7,640万、590円となっております。

以上になります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

質疑に入る前に皆さんのお手元に、土地開発基金の土地残高状況一覧表があります。誠に申し訳ありませんが資料を依頼するときに、これを取得年月日を私が書くのをちよ

っと、忘れておりました。それで、この1番から順にいつ取得をされたか。それを教えていただきたい。

**○財務課長（田中一之君）**

失礼いたしました。それでは取得年月日の方、ご報告します。まず1番農林水産課、こちらが平成19年9月26日。これ全部、農林水産課の4つある分は全部平成19年の9月26日になります。続きまして5番、管理課、こちら4筆ありますけれども、こちらは平成13年の5月の8日になります。続きまして6番の都市整備課、こちらが平成14年の1月10日になります。続きまして、7番から10番まで、こちら都市整備課の分ですね。こちらが平成22年の11月11日になります。で、11番、都市整備課の分ですがこの2筆の分が、平成23年1月21日になります。12番、生涯学習課、こちらの4筆分が、平成20年12月12日になります。続きまして13番、生涯学習課の2筆分ですね。平成20年12月3日になります。14番。生涯学習課の分で、平成20年12月26日になります最後ですけども、15番16番、都市整備課の分、こちらが平成25年11月28日になります。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

はい、ありがとうございました。

それでは、これからを質疑行います。質疑ありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

この提案理由の中で、用地の先行取得を行うためということを書いてあります。過去についてもいろいろとその具体的な話が出てはいるんですが、会議録に残すという意味もありまして、まず、取得しようとしているその、まず場所ですね。取得しようとする場所についてはどこにあたるのか。どこなのか、ここをお伺いしたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

関連がありますのでね、答えていただきたいと思います。

田中課長。

**○財務課長（田中一之君）**

はい、お答えいたします。

図書館の用地として取得予定の場所なんですけれども、北陽台榎の鼻区画整理地内の公益用地になります。

以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

はい、堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

施行期日ということで、28年1月4日から施行となっておりますが、現在の計画では、用地の取得をいつごろ、いつ、この取得をしようとしているのか。



この点はいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

用地の取得につきましては、平成28年の3月末頃ですね、を予定してございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、取得予定は28年3月末ごろと。

他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

この4億7,600万というのが、今までのその基金の額なんですけれども、この金額の根拠というんですかね、その積み立てたこの数字の意味といたしますか。今までの分の4億7,600万というのはどこから決められた額なのかですね、ちょっとまずそこを。

○委員長（喜々津英世委員）

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

はい、お答えいたします。先ほどの土地の残高一覧、こちらのトータルの土地の金額が3億2,380万1,676円という金額がございまして、これは今まで土地開発基金までずっと取得してきた用地になります。こちらの分と現金の分が、1億5,259万8,914円ございまして、その土地と現金の方を合わせた金額の合計が4億7,640万590円といった金額になっております。その金額がこの先ほどの金額になります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

はい、わかりました。それに4億円プラスをして、この新図書館予定地の建設用地の先行取得ということで、額を増額されているんですけれども、単純に言って、この土地は4億円で買うということで考えて、4億円プラスということですか。単純に考えて。

○委員長（喜々津英世委員）

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

4億円、今回、金額を増額したわけなんですけれども、実際の図書館の用地の方は、今現在5億4,700万円を予定しておりまして、今現在、基金の方に現金が1億5,000万近くございまして、その分と今回、教育関係基金を再編して、その分から4億

円を移すような形で5億5,000万に一応現金をしてその中からその用地を購入する  
ような形になります。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私はこの議案には特に異論はないんですが、今後のことで、図書館の土地先行取得と  
いうのが出てきてますので、この後もし条例が通った場合には、土地取得のための、何で  
すかね、これは申出書ですかね、の提出が行われるわけですよ。担当課から。いわゆる  
基金管理者に対して、ですよ。そのときに、現在の状況で、これは教育委員会じゃ  
ないのかなって思うんですけども、どこがこの申出書を提出することになるんですか。  
部長なり、担当課なりになると思うんですけども。1点だけ伺います。土地取  
得の申し出はどの課がするか。

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

今、図書館建設の所管の方は、政策推進課になってございますので、今回、土地購入  
申出書が出される場所は、総務部長名で出てくることと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

本会議での提案理由説明の中のやりとりでですよ。用地を含めて補助金を活用したい  
というふうになってきたけども、どうなんだというような質問に対して、土地開発基金  
であれば補助金の対象になるという答弁がなされたんですよ。その一方でですよ、こ  
こもちょっと私はあれと思ったのが、副町長がそういうふうな、土地開発基金であれば  
補助金の対象になる。で、補助金は何かと言うたら、都市再構築戦略事業だというふう  
な話だったんですが。ところがその、私たちの委員会で担当総務所管との所管事務調査  
の話の中では、この補助金というのは国のいろんな制約があって、非常に難しいという  
説明を受けたんですよ。だから非常に、一方で本会議では大丈夫だ、しかしこの委員  
会ではいや難しいということで、私たちはこの補助金というのは、そう簡単に使える状  
況じゃないというふうに理解していたんですが。本会議での答弁との矛盾を感じるん  
ですが、実際使えるんですか。可能性というのは、現段階あるのかですね。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

先日の所管事務調査のときですかね。この件についてお答えしたんですけど。今現在、

この補助金を諦めたわけではないんですが、これを推し進めていくと制約が出てくると。ただ、その土地も補助がないと買えないもんですから、今現在ある補助はもうそれしかありませんので、補助を活用するためには、土地開発基金に入れて、そこで買うと。それなら、補助の対象になると。それはもう県の方で確認をいたしております。今の段階では、そういう状況です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

基本的なことなんですが、この提案理由の説明の中にですね、長与町図書館建設用地取得を行うためと、いうはっきりですね、提案理由を明確にしてられる。これよくわかるわけですよ、理解できるんですが。そうなるですね、先ほどの議案の中で私申し上げました件けどもですね、だれがいつその取得をするということですね、決めたんですかと。いうことで、それは今までその町長がそう言ってきたからというようなですね、質問に対する説明をされてこられたんですけども、それもよくわかるんですね。ただその取得をするということに決定はですね、議会の議決があって初めて言えるわけなんです。ですね。決まってからそこにやりますということにね、ことはなるわけですよ。それなのに、この、その前にですね、先ほど説明がありましたが、私も聞こうと思ったんですが、図書館の建設用地の取得のためとなるですね、どこに幾らで、幾ら面積ですね、どこに買おうとしているんですかという質問にですね、ならざるを得ないわけなんですよ。ですね。それじゃなくしてですね、この提案理由というのは子供のような感じですね。よくその理由はわかるんですけども、この土地開発に関する条例のですね、土地開発の基金条例ですね。このよく見てですね、公共なり、公共用地の取得のためにですね、この基金条例っていうのはあるわけです。ですね、今回の改正も、公共用地取得のためというですね、そういう表現で、僕はあつてですね、よかったんじゃないのかと。そうするとその先まで議論が、このままではですね。ならざるを得ないわけですから、堤委員もですね、真っ先にどこを買うんですかと、こういう質問にならざるを得ないわけなんですよ。だからもう少し知恵をですね、出してですね、でも議論は大いに結構ですからね、議論の場ですから。だから議論はどんどんせないかんというふうに思うんですけども。提案をしていく知恵はですね、もう少しやっぱり出された方がですね、いいんじゃないかなというふうに思います。ただですね、まず、その件についての見解をですね、出しておられるわけですから、これでいきたいということだろうと思いますけども。部長、見解をまず求めたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

荒木部長。

**○総務部長（荒木重臣君）**

はい、そうですね。計画を推し進めていく段階では、その都度その都度ですね、議会

の議決が必要になってまいります。この件に関しましても、まず第1段階として、この土地の先行取得の議案が今回出てまいりまして、次は今度は契約議案でまた議員さんにお伺いするような形になります。なぜ図書館用地とここで出したかといいますと、これは今までの経過、これまで説明してきた中、全員協議会の中、議会本会議の中、そういった中で、常にこういった感じでいってまいりまして、町長が推し進める計画ですので、我々職員としてはこれをそのとおりに進めていくものでございます。その図書館建設用地と言わなくてもよかったんじゃないかということでございますが、我々の見解といたしましてはこれはもう一応表面に出しておいた方がいいということで決定させていただいております。で、決定というのはやっぱりあの議員さんですので、これからいろいろまた協議をしていただいて、お願いしたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そう言わざるを得んだろうというふうに思いますけれどもね。もう少しですね、やっぱり議決権に基づくものが、そこにはですね発生してくるわけですね、十分知恵をですね、絞って、そして政治的なそのことも含めながらですね、こういう場合はですね、事務的なその数字の問題はこれはもう絶対的なものですから、それは別としてね、こういうものは政治的なもの含めながらですね、判断をですね、よくしていただきたいというふうに思います。

それとですね、2つ目の質問なんですが、今回の条例の変更については、第2条のですね、金額の変更なんですね。これが今回の提案なんですが、今までのですね、基金条例をよう見てですね、判断はすべきじゃないのかというふうに思うんです。というのはですね、いちいち積立をね、金額をですね、変えるごとに条例をですね、変えなくていいようにですね、2項3項を作っておるわけですよ。2項3項どうなってますか。ね。私が3項読みますよ。

この基金の額は4億7,600万円。その根拠は先ほどのこの決算のあれに載ってますよね。土地と現金ですね。これがこの金額なんです。2項目にはですね、金額をこうであるけれども必要があるときは予算の定めるところにより、基金に追加して積立をし、または最低剰余金の全部また一部翌年度に繰り越さないで、基金に編入することはできると。これですね、できるんですね、まずは。それとね、そこでまたもう一つ3項で補足をしてるんですよ。前項の規定によりですね、積立が行われたときは、基金の額は積立金相当額増加するものとする。だからね、予算で定めてですね、置いとけばね、そうすれば金額はこうなっておつてもですね、決算かれこれでね、土地、建物、現金、そういうものですね、金額が出てくるわけですよ。それがそうなりますよという補足をちゃんとここで2項3項しとるわけです。だからですね、その都度、そんなら1万円増えたからですね、条例改正するんですかと。そうじゃないでしょうと。したがって2項

3項で救いましょうと。こういう趣旨をもってですね、今条例は条例化しておるわけですね。そういうことからいけばね、今回の条例はね、提案する必要ないのじゃないか。いうふうには私は結論の持つわけですが、どうですか。

○委員長（喜々津英世委員）

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

おっしゃられるとおりでと思いますけれども、実は平成25年の3月議会においてですね、現に、土地開発基金が持つる基金の額とですね、条例に規定する基金の額が、相当な隔たりがあったわけですね。25年3月議会において、この基金の額を300万円から今現在の4億7,600万円に変更したという経緯があったわけですね。今、委員さんおっしゃられたように、第2項と第3項で、そのあたりの小さい金額の変更は必要ないですよというような金額の変更はないというふうに、確かに明記をしてございます。ただ今回ちょっと額がですね、ちょっと、4億7,600万が8億7,600万に変わるということで、毎年基金というのは現金部分の運用収入があるわけですね。その分は毎年こう積上げていって、その端数の分はいちいち条例改正をする煩わしさは、なくていいというようなことで、2項3項というのがあるのかなと。ちょっとこちらに認識しておりまして、今回は額が4億増えるということで、この改正に至った経緯でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

この条例にはですね、額の対象にはかかっているような条例でないわけですね。100円だろうが1億だろうがですね。だから決算でですね、決算書にこういうあれがね、最後に載りますよね。で、再建基金ですね、財調から以下ですね。ずっとその土地開発基金も載りますから、その何年度に増加した分、決算年度中増加額とかね、減少額とかそういうものをですね、きちっと報告すればですね、それでいいわけなんです。それで、それがその土地の例えば3億2,380万2,000円、これが決算ですね。これがこの金額ですね、最後のね。土地、建物、それで現金が1億5,259万9,000円、それで4億7,600万。それでこれにですね、予算で増やせばですね、増やしただけこれに掲載をしていけばですね、その金額はその土地開発基金の基金なんです。それでいいように作つとるわけ、わざわざですね、2項3項で。その100円だから1億だから、そんなものではないわけです。そういう条例になっておるのにね、わざわざ金額をですね、議論はいいとしていますよね。その無駄っていうか、必要ない条例をですね、提案するというのもいかなものかと。そういう議論はなかったんですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長補佐。

○財務課長補佐（荒木隆君）

委員おっしゃるとおりですね、毎年の利息につきましては、一般会計に計上し、この基金へ積むと。それについてはいちいち、この条例の額を変更はしてないところでございます。ただ今回ですね、用地の購入をするにあたって、4億円を新たに積むこととなります。で、先ほどの議案の時もお話があったかと思いますが、実際に一般会計でこの用地を買い戻した後は、この土地開発基金ですね、現金をその分減額して、一財として、基金に積むなり他の財源として使おうという趣旨もでございます。それをここに額を見せずにですね、4億円の運用をするというのはあまりにも乱暴だという考えのもと、ここで増額の計上をさせていただいております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

だからね、今後出てくる補正予算の中でですね、ちゃんと金額は出てくるわけですよ。そういう議論の場ってあるんですね。1, 000円だろうが1万円であろうがですね、4億であろうが、なぜ4億なのというふうな議論の場がですね、提案をしてあるわけですね。だから、今荒木君が言うのもよくわかりますけれどもね、親切なことだろうというふうに思いますけども。ちゃんと議案がですね、別の補正予算で4億という金額が出てくるわけですよ、歳出でですね。そういうことから考えるとですね、私は今回の提案はいかがなものかなと。もう少し知恵を絞ってよかったんじゃないかなというふうに思いますのでね。今後につきましてはね、よく状況を把握しながらですね、提案も検討ですね、していただければいいんじゃないかという要望をつけてですね、質問終わります。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

質問したいので、委員長交代します。

○副委員長（中村美穂委員）

質疑はありませんか。

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

私は、今岩永委員が言われたことも十分わかっておるんですが、私は逆に、これは、ぴしっとせんばいかんという思いであった。というのは、300万円の時に、これ限度じゃないですからね。限度じゃないけども、基金の額は300万とするとしながら、何億という金を、この基金で運用しておったと。そして1番問題なのは、この第2条で、必要があるときは予算の定めるところにより積み立てることができる。開発基金に積み立てるちゅうことは、それから先のことは、議員は全く知らなくてもよかったです。ですから先ほど冒頭に、田中課長に取得年月日を発表してもらいました。ですから、古いやつは13年ぐらい前ですよ。平成14年ぐらいからあるわけですから。ですから

そういった意味では、この開発基金で取得をするときでも、やはり議会としてはチェックをする必要があるという思いで、これ私が監査委員をしとるときも、一般質問でも取り入れたこともあるんですが。これ自体はですね、私は問題なからうと思います。ただ、要は、先ほどの議案で審査をした4つの基金を統合して一本化してる。その中から4億を土地開発基金に振り向けていくということで、自前の資金で購入をすると。それが、いざ図書館の用地購入となると、補助事業も何とかめどが立つということでありましてね、よからうと思います。ただ、先ほどからちょっと言っとりますけれども、やはり25年にこの基金の額を増やしたときに、その後か、管理規則をつくりましたよね。これでもやはりあの、前から要望しておった買い戻しの期限。土地開発基金を使って土地を買うと。それはどういう事業に、目的に買いますと。何年以内にそれを買い戻しますよと。そういった計画があつて初めて私はやっぱり所管課から財務課に申請が上がってこんばいかん。そういうのが少しこう、私は今までは緩かっただらうと。そういう意味もひっくるめて、やはりあの、土地開発基金の条例管理規則に踏まえてね、やはり今後運用していってもらわなければ困るという思いがするんで。それで管理規則で定めておつても、その従前の古いやつに対応をどうするかっていう、それはなかなか簡単にいかんというのはわかってますけども、今後、この開発基金で持つておる土地の有効活用に向けて、やっぱり全庁的にね、これは協議をして対策を講じてもらわないと、やっぱり、この長与町という120～130億の予算規模の中でね、これだけのものがあるというのは、どうなのかなという思いがします。そこらについて、ちょっと質問わかりにくかったかもしれませんが、今後の基金の土地開発基金の運用管理について、どういうふうに考えておるかということについて答弁をお願いします。

○副委員長（中村美穂委員）

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

おっしゃられるとおり、この土地開発基金に残ってる古いやつから言えば平成14年、13年ぐらいから残ってるわけなんですけども。そもそもおっしゃられるとおり、当初の取得する時に、いつ買い戻すのかと、いつ事業化をするのかとか、そういったことの取り決めがあまりにも緩かったのではないかと、そういう認識はしております。今後は土地の図書館の用地もそうですけれども、ある程度のめどをつけていただいて、いつまでに買い戻すよと。そういった確約、財政サイドとしてはそういった確約をいただかないと、なかなか、認めることが難しいと考えております。今残ってる土地開発基金の資産についてもですね、今後はその事業の進捗、並びに補助の対象とがそういった形を見極めてですね、早急に買い戻しをするような形で進めていきたいと思っております。また、なかなか処分に困るような土地もございますので、そのあたりについてもですね、所管の方と連携をとりながら、今後の対応っていうのを考えていきたいと考えております。以上です。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

例えば、相当前に取得しとった土地、それがいわゆる簿価と、購入時の価格と現在の実勢価格とかね、ひよっとすれば評価額が下がって評価損が出ると。民間の会社であれば、引当金を引き当てて、経営をやっていくためにはそういったものをせんばいかんというふうになっておるわけ。行政はね多分それがなかやろうと思うけども。そういった見直しもね、やっぱりしていかなと。困るので敢えて申します。

そこで、次の質問いきますけれども。今度その土地開発基金を使って土地を購入すると。先ほどの答弁では、28年3月末、ということだったと思います。当然、申請書の中にはこの事業の目的に転用するのはいつかとか、こういったものを書いて、申請をあげんばいかんやろうと思いますけれどもね。そこでその、およそどの程度、買い戻しをする期間をみるのか。これは非常にあとの本体の図書館か本体の補助がつかんと今の段階で軽々に言われんというのは分かってますけども、そこら辺はどうですか。

○副委員長（中村美穂委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

ちょっと難しい問題で、本会議の中でもですね、議員さんの一般質問の中でもありましたけど、その時点では一定のめどが来たらと、そういった感じでお答えしております。中身につきましては、今抱えている町の事業、高田の南とかですね、西高田線とか、そういったのを終わってから言うのは大分先ですから、そこで2、3年のめどで、そこにある程度お金をつぎ込んで、先が見えたらまず補助があるのも条件ですけど、財政面のそういうのがやっぱクリアできないと図書館にかかったばかりに、長与町がもうひっくり返ったでいきませんので、慎重にその辺はですね、考えてやっていかなくちやいけないと思いますので、その何年後ちゅうのがちょっと申し訳ないですけど、この場でちょっと言うことができません。すいません。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

ぼろっと洩らしてくれんかなという思いがあったんですが。それともう最後になりますけれども、25年の6月議会で、23年度に区画整理組合からの申し出で、およそ1ヘクタールを5億4,000万で購入するという回答出したと、答弁があつとるわけですよ。そん中で、ただしこれはまだ面積、いろんな要件があつて確定はしてませんということだったと思うんですが。我々としては5億4,700万と言われたかな。これは多分当初からそういう答弁だったろうと思うんですけども、少なくとも、この前9月議会でもその今年度中の取得を目指して、協議調整をしておるといふ答弁もあつており



ますけれども、そこら辺が、残りあと4カ月切ったわけですけどもね。どの程度まで進んだのか、また、いつ最終的に、契約締結に至るのか。答弁ができる範囲で結構ですけども、今わかっておれば教えていただきたいと。

○副委員長（中村美穂委員）

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

金額につきましては、財務課の方がちょっと所管ではないということもあって、ちょっと把握をしておりません。都市整備課の方が把握をしております。仮契約等についてのスケジュールもちょっと、すいません、私の方、財務課の方では把握をしてございません。申し訳ございません。

○副委員長（中村美穂委員）

委員長交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

はい、安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今、喜々津委員長も質問されてたこと、ちょっとまた追い討ちを。私も一般質問でさせていただいてなかなかこう答えが出てこなかった部分を再度お聞きしますけれども。土地取得申出書、先ほど申し上げた書類の中には、確かに使用開始予定日というのを記載欄があるわけですよ。ということは、当然これはここの部分を記入しないと受理されないだろうし、今度そのあとに決定通知書の中にも多分、使用開始予定日とかを記載される欄がありますんで、当然、これは処理が終わった段階では、もう要求すれば公表していただけるものなんですかね。

ちょっとそこの確認だけ1点、お願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

情報公開に則り、請求していただければ出せる情報になると思います。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今の件は、逆に議会としては、議会選出の監査委員を出しておりますので、監査委員の仕事としてそこら辺のチェックもしてほしいと思っております。

他にありませんか。

はい、質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論ありませんか。

はい、堤委員。

### ○委員（堤理志委員）

議案第66号に反対の立場から討論を行います。

今回の新条例改正は、新図書館を榎の鼻の公益用地に建設するため、基金を積増しして用地を取得する条例であります。文化のまちにふさわしい新しい図書館の建設は、多くの町民とまた議員の願いでもあります。しかし、榎の鼻の高台に候補地として挙げられた瞬間から状況が一変しました。高齢者の方や障害者の方から、あそこに行けない。そういう言葉をいただきました。住民の思いは、今2つに分断した状況にあります。住民が納めた税金を投入する以上、多くの納税者が快く利用できる場所なのか、慎重に検討しなければならない、いうふうに思います。慎重に検討重ねた結果だというふうに思いますが、以下の点で疑問があります。1つ目には、この場所が選定された経緯であります。この用地は、住民にもまた議会にも知らされないままに、そして利用目的も全く未定のまま、土地取引の覚書を交わしていたということが議会の中で明らかになり、大問題となりました。検討委員会での協議の後に、図書館を榎の鼻に建設したい。そういう意向を町長が表明をいたしました。本来、その購入の原資は住民の税金であることから、十分な議会への説明と議論、住民の理解なしに進めることはできないというふうに思います。この場所への建設意向を表明してから、高齢者や障害者の方など、多くの住民から反対意見や再検討を求める、そういう請願も出されたところです。町が行った図書館についてのアンケートの自由記述欄を見ましたけれども、10人以上の方がこの高台の建設に反対票、意見を表明をしております。また、賛成反対双方の立場の議員から、住民説明会を開くべきだという意見が相次いでいますけれども、しかし、図書館建設地の問題に特化した説明会を開く考えはないということを表明をしています。もう1つには、建設に必要な財源のめどが立っていないという問題であります。建設の可能性はわからないが、土地は買いますという状況を主権者である住民に説明ができない状況であります。図書館は、住民の知性そして文化の砦であるというふうに思いますが、土地選定の不明朗さと財源の不明確さ、住民の意見が分断した中で進めていくということは、長与町政に禍根を残すと考え、本条例に反対をいたします。

### ○委員長（喜々津英世委員）

賛成討論ありませんか。

金子委員。

### ○委員（金子恵委員）

議案第66号に賛成の立場で、討論をいたします。事業をスムーズに行うためにはやはり、その事業の正否を決めるのは土地取得となるというふうに考えております。先行取得直後も国への補助金申請ができるという点では、メリットとして考えてよいのではないかと思います。本町ではやはり新図書館建設に関して、厳しい財政の中取り組もうとしているというところで、住みやすいまちづくりに欠かせない生涯教育のための事業として推進するためにもですね、今後も国からの補助金をしっかり受けられるよう努

力をしていただきたいという要望を加えて、賛成の討論といたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

次に、賛成、反対いずれでも結構です。ありませんか。

はい、岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

私は議案第66号、長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論をいたします。

先ほどから議論がありますように、この購入しようとする土地は西高田の区画整理地内であるということが、提案理由として明確に提示をされました。それは誰でもですね、広く非常にすばらしい、その広さを持った余裕のある土地をですね、図書館の用地として求めていくというのは、至極当然だろうというふうに思いますけれども、時代も変わってきてですね、箱物につきましては、極力十分ですね、検討していく、また縮小の方向にあるという時代背景もあると、いうことはですね、十分考えていくべきだろうというふうに思うわけです。したがって、今までの経過から考えますとね、土地は買って、買うとしても、建物はですね、いつ建てるのかわからないというような現実ですね。購入を28年3月に例えばですね、したとして、それが箱物が、物が建たなければですね、草ぼうぼうになっていくだろうと。またその土地の管理にですね、終始するような状況ではですね、いかななものかというふうに思うわけなんです。それともう1点重要なことは、2分されとるという意見もですね、あるわけですが。私もその、それは否定はしませんけれども、住民の中でですね、聞く人聞く人ですね、この高台にはいかななものかというようですね、発言を聞きます。なぜ議会はですね、岩永さん、なぜあそこに建てるんですかと。我々には行けないやないですかと、いうですね、そういう意見が非常に多いわけです。多ございます。したがって、町長もですね、これは十分この耳にしておるだろうというふうに思いますけれども、したがってですね、住民の公平な判断をですね、ご理解いただくためにも、住民投票条例あたりをつくりましてね、十分そういうその措置も講じながら、この問題につきましてはですね。進めていくべきだろうというふうに思うわけです。そういうことですね、是非執行側ですね、お考えいただいて、すばらしいですね、図書館がどっかにできると。これは誰しものがですね、望んでおることだろうと思いますけれども、すばらしい図書館ができるようにですね、こう願って賛成討論といたします。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

はい、他にありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ここは採決は起立または挙手により行います。

本案に賛成の方は起立、挙手をお願いします。

（起立多数）

はい、賛成多数。本案は原案のとおり可決することに決しました。  
以上で本日の審査を診療いたします。御苦労さまでした。